

阿久根市過疎地域自立促進計画(案)

(平成28年度～平成32年度)

鹿児島県阿久根市

目 次

第1章 基本的な事項	1
第1節 阿久根市の概況	1
1 自然的, 歴史的, 社会的, 経済的諸条件の概要	1
2 過疎の状況	2
3 社会経済的発展の方向の概要	10
第2節 人口及び産業の推移と動向	11
1 人口の推移と今後の見通し	11
2 産業構造, 各産業別の現況と今後の動向	12
第3節 行財政の状況	13
第4節 地域の自立促進の基本方針	15
1 将来像	15
2 基本的施策	15
第5節 計画期間	19
第2章 産業の振興	20
(1) 現況と問題点	20
I 農業の振興	20
II 林業の振興	21
III 水産業の振興	22
IV 地場産業の振興	23
V 企業の誘致対策	24
VI 起業の促進	24
VII 商業の振興	24
VIII 観光又はレクリエーション	25
(2) その対策	25
I 農業の振興	25
II 林業の振興	26
III 水産業の振興	28
IV 地場産業の振興	28
V 企業の誘致対策	28
VI 起業の促進	29
VII 商業の振興	29
VIII 観光又はレクリエーション	29
(3) 事業計画	30
第3章 交通通信体系の整備, 情報化及び地域間交流の促進	36
(1) 現況と問題点	36
I 交通体系の整備	36
II 交通確保対策	37
III 情報化の推進	37
IV 地域間交流の促進	38
(2) その対策	38
I 交通体系の整備	38
II 交通確保対策	39

	Ⅲ 情報化の推進	3 9
	Ⅳ 地域間交流の促進	4 0
(3)	事業計画	4 0
第4章	生活環境の整備	4 3
(1)	現況と問題点	4 3
	Ⅰ 水道施設の整備	4 3
	Ⅱ 下水処理施設の整備	4 3
	Ⅲ 一般廃棄物処理対策	4 4
	Ⅳ 消防・防災	4 5
	Ⅴ 住宅の整備	4 6
(2)	その対策	4 6
	Ⅰ 水道施設の整備	4 6
	Ⅱ 下水処理施設の整備	4 7
	Ⅲ 一般廃棄物処理対策	4 7
	Ⅳ 消防・防災	4 7
	Ⅴ 住宅の整備	4 8
(3)	事業計画	4 9
第5章	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	5 1
(1)	現況と問題点	5 1
	Ⅰ 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進	5 1
	Ⅱ 児童の保健及び福祉の向上及び増進	5 1
	Ⅲ その他の保健及び福祉の向上及び増進	5 2
(2)	その対策	5 2
	Ⅰ 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進	5 2
	Ⅱ 児童の保健及び福祉の向上及び増進	5 3
	Ⅲ その他の保健及び福祉の向上及び増進	5 4
(3)	事業計画	5 4
第6章	医療の確保	5 7
(1)	現況と問題点	5 7
	Ⅰ 保健・医療体制の充実	5 7
(2)	その対策	5 7
	Ⅰ 保健・医療体制の充実	5 7
(3)	事業計画	5 8
第7章	教育の振興	5 9
(1)	現況と問題点	5 9
	Ⅰ 学校教育	5 9
	Ⅱ 生涯学習の推進	5 9
	Ⅲ 市民スポーツの推進	6 0
(2)	その対策	6 1
	Ⅰ 学校教育	6 1
	Ⅱ 生涯学習の推進	6 1
	Ⅲ 市民スポーツの推進	6 2
(3)	事業計画	6 3

第8章	地域文化の振興等	6 5
(1)	現況と問題点	6 5
(2)	その対策	6 5
(3)	事業計画	6 6
第9章	集落の整備	6 7
(1)	現況と問題点	6 7
(2)	その対策	6 7
(3)	事業計画	6 7
第10章	その他地域の自立促進に関し必要な事項	6 8
(1)	現況と問題点	6 8
	Ⅰ 広域行政	6 8
	Ⅱ 男女共同参画の推進	6 8
	Ⅲ 共生・協働	6 8
(2)	その対策	6 9
	Ⅰ 広域行政	6 9
	Ⅱ 男女共同参画の推進	6 9
	Ⅲ 共生・協働	7 0
(3)	事業計画 過疎地域自立促進特別事業分	7 1

※ 各ページの下欄に記入してある課名は、各項目に関わる担当課になります。

第1章 基本的な事項

第1節 阿久根市の概況

1 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

阿久根市は、鹿児島県の北西部に位置し、東西 11.1 k m、南北 22.4 k mと南北に細長い形状をしており、海岸線の総延長は約 40 k mで、奇礁奇岩と阿久根大島など点在する島々の景観は自然豊かで県立自然公園の指定を受けている。

過去 10 年間の平均気温は 17.6 度と温暖で寒暖の差が少なく、住みやすい気候である。

地形は、西に東シナ海を望み、東は紫尾山系が迫り、北部地域は、緩やかな丘陵地帯で温暖な気候により農業が盛んで、中部地域は、中心を流れる高松川、山下川の流域が水田地帯となっている。一方、南部地域は、山地が海岸まで迫り農業には極めて不利な地形といえる。

阿久根の地名は、古代の奈良朝末期頃は国形郷と呼ばれ、次いで平安の末頃には「英弥院」と称しており、その院司に任命された英弥氏によって統治されてきたが、のち「莫弥」とも書かれ、15 世紀の中期に現在の「阿久根」に変えられたといわれている。

15 世紀末になると海外との交易もすでに行われ、阿久根は古くから「海に拓けたまち」であったことが当時の遺品からもうかがえ、江戸時代には薩摩藩の貿易港として発展し海運業が盛んであった。

島津氏の統治後、明治 4 年の廃藩置県で鹿児島県に属するようになり、明治 22 年の市町村制実施により阿久根村として現在の市の基礎が確立し、大正 14 年に阿久根町となった。

太平洋戦争末期の昭和 20 年 8 月には、米軍機の爆撃により市街地のほとんどを焼失し大きな痛手を受けたが、戦災復興事業にいち早く着手し目覚しい復興を遂げ、昭和 27 年 4 月には県下 6 番目の市として市制を施行した。昭和 30 年には隣接の三笠町と合併して現在の形態を整えるに至り、その後、平成の大合併では、旧出水郡 2 市 4 町での協議が整わず、本市は単独での市政運営を余儀なくされる形となった。そして、平成 24 年に市制施行 60 周年を迎えた。

交通体系は、国道 3 号、国道 389 号、県道阿久根東郷線及び市道阿久根出水線（通称：北薩おれんじロード）が近隣市町を結ぶ幹線道路となっている。将来的には高規格幹線道路*である南九州西回り自動車道や、北薩横断道路や島原天草長島連絡道路の地域高規格道路*がクロスする交流拠点として期待されており、南九州西回り自動車道は、出水阿久根道路のうち、平成 27 年 3 月に阿久根北 I C から阿久根 I C 間 4.2 k m、平成 27 年 12 月には野田 I C から阿久根北 I C 間 4.0 k m が供用開始されたが、依然として高速交通体系から取り残されており、空港や高速道路芦北 I C まで約 90 分を要し、トラック輸送、交流促進など産業経済振興の阻害要因となっている。

肥薩おれんじ鉄道は、土曜、日曜、祝日限定で鹿児島中央駅への直通乗り入れを実施し、平成 25 年度からは、観光列車「おれんじ食堂」の運行を開始するなど利用促進に努めているが、沿線地域の人口減少に伴う運賃収入の減少などにより厳しい経営状況が続いている。

* 高規格幹線道路：全国的な自動車高速交通網を形成する自動車専用道路

* 地域高規格道路：高規格幹線道路を補完し、地域相互の交流、促進等の役割を担う規格の高い道路

本市の産業構造は、第一次産業を基幹産業とし、黒潮の恵みと温暖な気候により豊富な農水産物が生産されている。米・さつまいもなどの普通作、実えんどう・そらまめなどの園芸や温州みかん・甘夏・ボンタン・デコポンなどの柑橘果樹を主体とした農産物のほか、肉用牛・豚等の畜産も盛んである。また、水揚げもアジ・サバなど回遊性の各種浮魚に恵まれているほか、磯や瀬付きの魚種も多様である。しかし、第一次産業に共通して見られる深刻な問題として担い手・後継者不足や異常気象の深刻な影響などが挙げられ、近年は生産量や漁獲量は減少しており、地域経済低迷の一因となっている。

第二次産業は、食料品製造業をはじめ、皮革製品・食肉・金属加工・電子部品等の企業を中心となっているが、高速交通体系の遅れから消費地に遠いなど立地条件に不利な面が多いことに加え、昨今の景気悪化の影響も大きく企業誘致や企業立地は進んでいないのが現状である。

第三次産業は、就業人口が増大し、就業人口比率も5割を占めている。その一方で、中心市街地は小規模小売店が多く、消費者の大型店への流出、後継者難等のため、空き店舗が目立つ厳しい状況にある。

こうした産業構造の中、「市町村所得推計報告書」によると平成24年度の市民一人当たりの所得は、203万円で、県民所得を100とした場合85.1、国民所得を100とした場合68.3と格差が大きい。

日本経済は長期停滞を脱し、民間主導で景気は回復しつつあると言われているが、地域経済の回復動向にばらつきがみられ、本市においては、税収の落ち込みなどまだまだ疲弊した状態といえ、産業の担い手の確保と所得向上に向けた取組の強化を図る必要がある。

2 過疎の状況

阿久根市の人口は、昭和30年の41,180人*をピークに年々減少してきた。特に日本の高度経済成長に伴う都市部への社会流出が顕著であった昭和50年までの20年間に10,885人も減少し、急激な過疎化が進行した。

その後の平成7年までの20年間では、2,789人の減少となり、社会環境の変化や過疎対策への取組などにより、減少傾向が鈍化した時期もあった。しかし、近年は再び人口減少の傾向が大きくなりつつあり、平成12年から平成22年までの10年間では、3,116人減少しており、社会流出に加え、少子化による自然減少が要因となっている。このままの推移でいくと、平成32年には、2万人を割り込むことが予測される。

さらに、平成22年の高齢者比率は35.1%と高く、超高齢社会となっている。また、平成27年4月1日現在で、77行政区のうち高齢者比率が50%を超える区が18区（比率23.4%）に達し、40%を超える区となると43区（55.8%）と半数以上を占め、特に中山間部の集落において高齢者比率が高い。

まさしく過疎の中にさらなる過疎が存在する状況で、集落としての自治活動や生活道路の管理、冠婚葬祭などの共同体としての機能が衰えることが懸念され、基礎的条件の厳しい集落の再生対策が喫緊の課題となっている。

* 三笠町と合併後の最初の国勢調査

これまで4次にわたる過疎対策やその他の行政施策により、最低限の基盤整備がなされ、住民福祉は向上してきたが、人口減少に歯止めがきかない状態では、過疎からの脱却が図られたとは言えず、多様化する住民ニーズへの対応など、新たな行政課題の解決に向けた取組を進め、今後とも自立するまちづくりを進める必要がある。

こうした状況の中、過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）に基づき実施した主な事業を踏まえ、現在の課題、今後の見通し等について総括すると、おおむね次のとおりである。

(1) 産業の振興

輸入農産物の増加や農家の高齢化、担い手不足などを背景に農業生産額の減少、遊休農地の増加、農村の疲弊など農業を取り巻く環境は厳しいものとなっている。このため、農業の生産性向上のための基盤整備や化学肥料・農薬の低減を図りながら、持続性の高い農業生産方式を促進し、消費者ニーズに対応した農産物を安定して供給するとともに、地域や集落等を単位としたむらづくり活動を推進し、地域における意欲ある担い手としてのむらづくりリーダーの育成が重要課題となっている。

基盤整備については、中山間地域総合整備事業として、阿久根北部地区を対象に実施し、かんがい排水、ほ場整備、農道整備等を行い、安定した農業経営ができる環境整備を促進している。同事業は平成27年度で完了する予定となっており、その後については、阿久根南部地区の事業推進を図る必要がある。また、農地有効利用支援整備事業により、小規模の用排水路や農道等の整備事業を71件実施した。

畜産については、地域内一貫体制による計画的な生産を進めるための支援など、ブランド確立を目指すとともに経営の安定を図ってきた。しかし、高齢化等による畜産農家の減少や子牛せり市における子牛価格の低迷、鳥インフルエンザや口蹄疫の防疫対策など厳しい経営環境にある。今後も防疫体制の強化に努め、消費者ニーズに対応した畜産物の供給体制が求められている。

林業は、民有林の間伐を積極的に実施し、地域の実態に即した森林の整備と林業生産性の向上を図るとともに、森林の持つ公益的機能の向上を図ってきた。また、市有林についても、適切な管理を行うほか、治山事業の促進、松くい虫被害の防除などの実施により保安林の保育と保全を図ってきた。一方で、木材価格の低迷や林家の高齢化などから林業離れが進んでいるため、特用林産物等の生産振興を図り、生産組織の育成、生産団地の整備、竹材利用の促進などさらに強化する必要がある。

水産業は、平成25年度にイワシ類の豊漁があったが、この5年間の水揚げ量、金額は、ほぼ横ばいに推移している状況である。気候変動や環境の変化など外的要因が大きいと言われるなかで、栽培漁業センターによる種苗生産、藻場の造成、北さつま漁協による休漁日の設定など資源管理型漁業を推進してきた。多くの魚種で減少傾向にある中で、放流魚種については漁獲量が横ばいで推移していることは一定の事業効果があったと言える部分もあり、引き続き「資源管理型漁業」及び「つくり育てる漁業」を推進する必要がある。

また、この漁獲量の減少に加え、魚価の低迷、燃油の高騰など、漁業者を取り巻く環境は非常に厳しくなっている。平成21年度には、北さつま漁協が新設した高度衛生対応型市場が「優良衛生品質管理市場」の認定を受けたことで、他産地との差別化

が図られ、また市場食堂「ぶえんかん」が開設され地産地消及び魚食普及が促進されている。

地場産業の振興では、新商品開発と販路拡大が重要課題であり、財団法人かごしま産業支援センター等が実施するセミナー等への参加により、専門員の指導・助言を受け、新商品の開発が進められてきている。販路拡大については、アグリフードショーや各種商談会への出展により、価格競争に耐えうる容量、消費者の目に留まるようなパッケージへの改良を図り、販路の拡大に努めている。

企業誘致は、新規の企業立地が5件であった。電源立地周辺地域の優遇制度もあることから、進出を希望する企業からの問い合わせはあるものの、立地条件や環境条件が合わない状況にある。

起業の促進については、創業や新商品開発に対しての支援を継続しながら、人材育成を図る必要がある。

商業の振興では、市中小企業振興資金は運転資金等に活用される小口資金の融資限度額が500万円以内のため、県中小企業振興資金の借入が多くなっている。消費者ニーズに対応した店舗づくりが進まず、大型店舗に対抗できない現状にあり、商店街の活性化対策が急務である。

観光は、食のイベントをはじめとする各種イベントの開催により、観光客の増加が図られている。また、あくね遊々体験倶楽部の発足により体験型観光が推進され、中高生の教育旅行の受け入れも行ってきたが、登録民家が少ないため、受入民家の拡充を図る必要がある。

市内の都市公園は、施設の老朽化が進んでいる。公園施設の長寿命化計画に基づき、優先順位・緊急性を考慮して整備計画により事業推進を図る必要がある。

(2) 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

南九州西回り自動車道は、出水阿久根道路のうち、平成27年3月に阿久根北ICから阿久根IC間4.2km、平成27年度は、野田ICから阿久根北IC間4.0kmが供用開始された。平成28年度は、野田ICから高尾野IC（仮称）間2.8km、平成29年度は、高尾野IC（仮称）から出水IC（仮称）間3.9kmがそれぞれ供用開始予定である。

阿久根川内道路22.4kmについては、平成27年4月に新規事業化となり、事業に着手されたところである。阿久根川内道路の全線開通予定は、工事着手後概ね10年程度かかる見通しである。

北薩横断道路は、平成24年2月にさつま観音滝ICからさつま広橋ICまで供用開始され、泊野道路9.2kmが平成30年度までに供用開始見込みである。

高速交通体系が整備されることにより、地域間の交流が促進されるとともに、産業振興に寄与することから、全線開通に向けた整備促進を関係機関へ働きかけていく必要がある。

国道3号及び389号は、一部歩道がない箇所、狭隘な箇所において、歩行者の安全確保を図るために通学路点検等を踏まえた要望活動を行い、歩道整備事業の実施や検討が進められている状況にある。

また、市街地においては、一部区間においてアーケードの撤去が行われ、歩行者等

の夜間における安全確保や公共交通機関利用者の利便性の向上に向けた整備の要望を行っていく必要がある。

県道は、阿久根東郷線の市街地部分である街路の上野羽田線が国道3号と接続し、南九州西回り自動車道阿久根ICとの安全で円滑な通行の確保が図られた。また、未整備区間の拡幅改良を推進していた脇本荘線の整備が完了した。今後は、脇本赤瀬川線において整備区間となった槇之浦工区の整備推進と未改良で通行の支障となっている区間の整備計画を促進する必要がある。

市道は、中央線（多田）及び槇之浦線の整備が完了し、中央線（大川）が20年余りの歳月を要し事業完了が間近となったところである。また、近年創設された社会資本整備総合交付金事業を利用し年次的に拡幅改良による整備を図っているが、道路の不具合箇所の苦情や修繕要望が数多く寄せられており、緊急性を十分に考慮した整備計画を引き続き推進する必要がある。

公共交通について、肥薩おれんじ鉄道は、開業2年目の平成17年度から減価償却前赤字を計上するなど厳しい経営状況が続いている。このため、平成21年6月には、「肥薩おれんじ鉄道沿線地域公共交通総合連携計画」を承認し、国の補助事業の導入を図りながら、再生に向けた取組を進めている。また、肥薩おれんじ鉄道の安定した運行を確保するため、肥薩おれんじ鉄道株式会社が実施する鉄道基盤設備の維持に要する経費等に対し、補助金を交付するなどの支援を行っている。本鉄道は、地域住民の公共交通手段として重要な役割を持ち、しかも環境への負荷が少ない交通手段であることから、今後も維持していく方向で、さらなる利用促進策を構築する必要がある。

今後も、会社、関係市町はもとより各種機関と協力し、鉄道利用の促進と地域の活性化に向けたさらなる取組が求められている。

路線バスは、幹線道路に佐潟口～水俣間、隈之城～阿久根新港間、阿久根市役所～空港間、佐潟～平尾間の4系統が南国交通株式会社により運行されているが、運行の維持が困難になってきており、生活交通路線維持費補助金を交付することにより、運行維持に努めてきた。支線として佐潟口～平尾間が1日往復2便、弓木野～阿久根新港間が1日往復1便運行されており、地域住民の貴重な交通手段となっている。

また、出水駅～蔵之元間シャトルバスは年間1万人を超える利用者があるものの、フェリー運休の影響を受けている。

また、公共交通の不便な地域において交通手段を確保することを目的とした必要な協議を行う地域公共交通会議及び地域公共交通確保維持改善協議会を主宰し、平成22年度から乗合タクシー事業を導入するとともに、平成23年度に本市の特性に適した交通体系を構築することを目的とした阿久根市地域公共交通総合連携計画を策定した。

この計画に基づき、地域全体における公共交通のあり方を検討し、進めていく必要がある。

また、平成26年6月から公共交通の利用が不便な地域の交通弱者に対し、日常生活の利便性の向上と社会活動の拡大を図るためグループタクシー事業を導入したところである。

情報化の推進では、ホームページを通し、市民生活に必要な様々な情報提供を行っ

ているほか、住民票や税証明の申請書のダウンロードを可能としている。今後、電子申請できるシステムに移行する必要がある。

また、市内全域の地デジ化対策は完了した。

地域間交流では、海のまち・山のまち交流事業により、熊本県多良木町とスポーツ交流を図った。

(3) 生活環境の整備

上水道は、「阿久根市上水道第6次拡張事業」により、宮ノ前水源地を主とした施設の整備が図られ、安全で安定した水の供給がこれまで以上に可能となり、施設管理においても、市役所及び宮ノ前で集中管理が行えるようになった。

今後は、さらに施設の充実を図るため「阿久根市新水道ビジョン」を作成し、簡易耐震審査の結果を踏まえながら、計画的な施設整備による安全で安定した水の供給に努める。

簡易水道は、統合事業により4簡易水道に整理され、脇本地区簡易水道事業が平成26年度に完了、大川・尻無地区簡易水道事業が平成27年度で完了予定、黒之瀬戸簡易水道事業が平成28年度で事業を完了する予定である。筒田地区においては、これまで行政区域外の野田地区簡易水道区域として供給していたが、平成27年4月1日から脇本地区簡易水道区域からの供給となった。

共同水道は、人口の少ない地区に現存しており、高齢化や施設の老朽化が進み、水質の安全性及び維持管理についても懸念されていることから、市民が安心して給水できるように水道の管理を市直営で行う必要がある。

大気汚染、騒音、振動及び悪臭等の公害は、地域や県と連携し、快適な生活環境を保つ必要がある。

また、水道法の適用を受けない100人以下の飲料水供給施設の深田、槇之浦西地区においては、黒之瀬戸簡易水道事業により統合され、市への移管となった。

今後は、中部地区簡易水道事業の推進により、飲料水供給施設の木佐木野、落、尾原、弓木野の4地区が統合され、市への移管が整うと、残りの飲料水供給施設は松ヶ根、大淵川地区となることから、黒之瀬戸、脇本地区簡易水道区域の見直しを行い、統合に努める。

下水処理では合併処理浄化槽の整備を推進し、公共用水域における水質検査においては特に異常はないものの、平成26年度末の汚水処理人口普及率は45.05%、処理人口9,960人の進捗にとどまっている。今後は単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換等合併処理浄化槽整備促進対策をさらに進める必要がある。

一般廃棄物処理対策では、し尿及び浄化槽汚泥については、市内3事業所で収集運搬され衛生センターに搬入、処理されており、処理量は減少傾向にある。ごみの排出量についても、処理量は減少傾向にあるものの、家庭系、事業所系ともにさらなるごみの減量化が必要である。

また、生ごみ堆肥化処理事業については、現在実施している20集落内の普及啓発により、生ごみ収集量を増やす必要がある。そして、それ以外の集落についても、生ごみ堆肥化処理モデル事業の推進やダンボールコンポストを含めたごみの減量化に努める必要がある。

常備消防では、通信の多様化と利便性、高度情報化へ対応するため消防救急無線のデジタル化整備を平成24年度から開始し、平成27年度末の運用に向け整備促進を図っている。また、各種の災害活動に安全かつ迅速に対応し、住民の安心の要となるよう老朽化した屈折はしご付消防ポンプ自動車、救助工作車及び水槽付消防ポンプ自動車を更新配備した。

非常備消防では、平成25年度から女性消防隊を発足させ、独居高齢者宅への訪問等を行い、住宅用火災警報器の設置促進や防火指導等に取り組んでいる。

国では、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が公布・施行され、平成25年度に消防団の装備の基準が改正され、団員の災害活動に対し、より一層の安全化が望まれている。

また、本市においても、平成27年度までに、耐震性貯水槽8基、消防ポンプ自動車1台、普通消防積載車2台、小型動力ポンプ10台の更新配備がなされた。

今後も、消防資機材の整備充実や消防技術の向上に努めながら、団員や住民が安心できる消防体制の充実を図る必要がある。

排水対策としては、市街地における住宅への浸水被害防止策として上野都市下水路などを整備してきたが、住宅地を流れる支線等は依然として未整備の状況となっている。

また、市内居住者の住宅災害対策として、大規模地震による昭和56年5月31日以前に建築された民間木造住宅耐震化のための事業を促進する必要がある。それから、がけ地に近接する昭和46年8月以前に建築された住宅の移転を促進する必要がある。

市営住宅は、平成23年度に公営住宅長寿命化計画を策定して、社会資本総合交付金等を利用して、寺山住宅5号棟の任意建替えや、上原住宅外壁等整備を実施した。今後、春畑住宅等のトイレ水洗化を行い、浄化槽設置工事等の住環境の整備を促進する必要がある。

(4) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

高齢化の進行に伴い、認知症高齢者や独居高齢者、老々介護世帯の更なる増加が見込まれているが、本市ではこれまで在宅福祉の各種施策の充実を図り、独り暮らしや身体が不自由な高齢者等が、地域で相談や支援を受けられる体制づくりの充実を図ってきた。高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を送れるよう、「医療」「介護」「介護予防」「住まい」、及び「生活支援」を一体的に提供する地域包括ケア体制の構築が今後の大きな課題である。

子どもや家庭を取り巻く環境は、就労形態の多様化や核家族化の進行、地域の連帯意識の希薄化などにより大きく変化し、子育てに対して孤立感や負担感を持つ人が増加している。本市においては、保険料の減額や子ども医療費の助成対象の拡大など子育てに係る経済的負担の軽減に取り組むとともに、質の高い教育・保育の提供体制を整えるため民間保育所等の整備に対する助成に取り組んできた。今後は保護者の就労形態の多様化など保護者のニーズに対応した特別保育サービスの充実が求められている。また、育児不安の軽減を図り、子育てしやすい環境・地域づくりを推進するため、関係機関が連携し社会全体で子育て支援に取り組む気運の醸成を図ることが必要である。

生活習慣の改善などを目的とした保健活動においては、運動教室や健康相談、出前講座などを実施し市民自らが主体的に健康づくりを実践できる体制づくりに努めた。また、がん検診や特定健診等の受診率の向上に努め、病気の早期発見、早期治療の取組を推進した。

障害者自立支援法が平成 25 年 4 月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」として改正され、難病等の患者を含む障がい者の社会参加の機会の確保や地域社会における共生、社会的障壁の除去の実現に向けて新たな障害保健福祉施策が講じられることとなった。その一方で、障がい者への偏見もまだ存在していることから、あらゆる機会を通じてノーマライゼーションの理念の普及啓発に努める必要がある。

(5) 医療の確保

本市の医療の中核施設である「出水郡医師会広域医療センター」は、医療環境の充実により急性期高度医療の確保が実現できている。また、かかりつけ医との密接な連携による医療で、より良質な医療を確保できた。また、在宅当番医制事業への支援や平成 23 年 8 月に開設した夜間一次緊急診療所により、それまで特に危機的状況にあった小児の夜間一次救急医療体制が整った。

しかしながら、出水郡内における医師不足は依然として深刻な問題であり、地域医療は深刻な局面を迎えている。

特に本市は分娩を扱う医療機関がないことから、市外の産科を受診せざるを得ない状況である。

(6) 教育の振興

小中学校においては、地域に根ざし、創意工夫を生かした特色ある学校づくりを通して、児童生徒一人ひとりの個性を生かす教育を推進し、たくましい体、豊かな人間性、基礎・基本を確実に身に付けた児童生徒の育成を、今後行う必要がある。

また、地域・家庭が連携した教育環境の向上を図り、本市の自然、歴史、文化や伝統を活用した体験活動を重視し、生涯にわたり、意欲を持って自ら考え、自ら学び続ける態度を養う必要がある。

施設整備では、大川小学校の講堂の新築や、西目小学校運動場などの整備事業を実施し、児童生徒の教育環境の充実に努めてきた。また、耐震補強については、耐震診断の結果から補強が必要とされた 14 棟を実施した。しかし、耐震補強が不要であった校舎等の中には、建築年度が古く老朽化が著しい施設があり、大規模改修等による施設整備が必要となっている。

情報化社会に対応した教育機器・機材の整備は、計画的に整備をしており、今後も継続していく必要がある。

個性ある住みよい地域社会は、そこに住む人々が自主的な学習活動を行い、学んだことを地域の一員として社会に還元することで実現することができる。このため、市民が幅広く受講できる講座の開設を進めるとともに、自主的な学習活動に支援を行ってきた。また、総合運動公園施設を中心として、市民が安全・安心にスポーツ・レクリエーション活動に親しめる施設の充実と有効活用に努めてきた。しかし一方では、生涯学習及び社会教育の拠点となる施設が老朽化してきており、特に市民会館及び図

書館は、計画的な施設整備が望まれる。

(7) 地域文化の振興

自主文化事業の取組を通じて中央の著名な個人や団体等を招へいして市民に幅広く芸術文化に親しむ機会を作り文化意識の高揚に努めた。また、平成18年度から、長年の市民からの要望を受けて、山下耕作映画祭の開催を実現した。しかし、これらの文化芸術の活動拠点である市民会館は、開館から40年以上が経過していることから、新会館建設について基本構想の策定を行ってきたが、建設費が多額のため実施に至っていない状況である。

文化財については、平成18年度に、21年ぶりに市の指定文化財として計9点を指定した。また、古文書等の劣化防止のためにデジタル化を行うなど、貴重な文化財の保護と活用に努めてきた。

さらに、郷土芸能を後世に伝承していくため、平成17年度に郷土芸能フェスタの開催により、実演と記録保全を行った。

また、県の無形民俗文化財に指定されている波留区の「神舞」は、平成24年に17年ぶりに本奉納を行い、さらに、山田楽は、脇本地区の小・中学校で郷土教育の一環としても取り組まれており、伝承に向けた組織が確立されてきた。しかし、人口の減少などにより存続が困難な地域もあり、後継者育成など地域が一体となって保存・継承を図る必要がある。

(8) 集落の整備

全国的な人口減少に加え、高齢者比率が増加している本市においては、集落の自治活動の希薄化や生活道路の管理体制の弱体化、冠婚葬祭など共同体としての機能低下とともに、中山間地域の集落は、担い手の減少や就労者の高齢化が進んでおり、農地や山林の荒廃が今後一層進むことになる。

高齢者比率が50%を超える区が今後ますます増加すると予測され、集落としての維持・存続が困難になるとともに、住民の日常生活に支障をきたすなど、集落対策は喫緊の課題となっている。

こうした集落の衰退に伴う対策として、乗合タクシー事業などの地域公共交通の支援や、平成25年度から地域が抱える課題の解決や地域コミュニティの活性化を図るための地域づくり活動支援事業を実施している。今後も生活環境の整備等の取組を進めるとともに、地域住民が主体的に地域のことを見つめなおし、地域づくりを協議する体制の構築やNPO、ボランティアなど地域住民以外の力を活用するなど、個人、団体等が容易に連携を図れるような取組が必要である。

(9) その他地域の自立促進に関し必要な事項

広域的な取組として、北薩広域行政事務組合及び阿久根地区消防組合と連携し、広域事業の継続した事業展開を推進している。この中で重要な課題となっているのが、焼却処分場の移転である。既存施設の老朽化に伴い、平成31年度末までに新施設を供用開始するものとして、建設地の決定や環境影響調査の実施がなされたところであるが、既存施設の操業期間が平成29年度末をもって満了となることによる期間の再延長など解決すべき課題が残っている。

男女共同参画社会の形成のため、その理解と推進を担う人材を養成するため、平成

17年度以降啓発事業等を実施してきた。今後も固定的な性別役割分担意識の解消や男女共同参画意識の醸成につながる取組を継続する必要がある。また、近年、DV相談などの相談件数も増加しており、女性に対する暴力の予防と支援体制の充実を図らなければならない。

地域社会を形成し、まちづくりの主体となるのは市民である。行政主導のまちづくりは終えんを迎えている。市民が主役のまちづくりを行うためには、グローバルな視点から主体的に物事を考え、行動できる人材が必要であり、まちづくりは人づくりと言われるとおり、各分野、各方面で人材を育成するための支援策を検討する必要がある。

3 社会経済的発展の方向の概要

本市は、農業、水産業の第一次産業を基幹産業に発展し、その阿久根の産物を生かした食品関連の製造業も盛んに行われ、特産品には「アクネうまいネ自然だネ」を統一ブランドマークとして販売促進を図り、「食のまち阿久根」としてのイメージ向上に努めてきた。

しかし、本市の産業構造は、就業人口の比率では第一次産業が減少し、第三次産業にシフトしている状況である。第二次産業も平成7年をピークに減少してきており、平成22年には平成7年の半数近くにまで落ち込んでいる。人口減少と高齢化の中、就業人口全体が減少してきており、担い手の確保、育成が重要であるとともに、若者が阿久根に残り就職できる環境整備が必要である。

本市発展の経緯からすると、やはり基幹産業である第一次産業が再生することが活性化につながるものである。そのことから、本市で生産された産物を地元で加工し付加価値をつけて販売するためには、第一次産業の六次産業化への取組、農商工連携の取組を進める必要がある。

特に高速交通に対応した道路網の整備が急がれることから、南九州西回り自動車道及び北薩横断道路の早期完成に向けた取組を強化する必要がある。

これまで行政は社会環境の変化及び住民ニーズの多様化に対応し、行政の範囲を拡大してきた。それに伴い、公共インフラの整備をその施策の中心としてきた。しかし、日本経済が成長から成熟へ向かう中、これまで整備してきたインフラは更新時期を迎え、今ある資源をいかに有効に活用するかに重点を置く施策が重要となっている。

阿久根市が元気になるためには、地域が元気にならなければならない。そこに住んでいる人が元気にならなければならない。そのためには地域内のさまざまな人材をつなぐネットワークを広げ、人を育て、地域力を高めていくことが必要である。

第2節 人口及び産業の推移と動向

1 人口の推移と今後の見通し

阿久根市の人口推移は、国勢調査によると表1-1-1のとおりであり、昭和35年から平成22年までの50年間の人口減少率は40.5%と非常に高い減少率となっている。また、近年の傾向では、平成12年から平成17年までの5年間で4.6%の減少率であり、平成17年から平成22年までの5年間では7.6%と減少率が高くなってきている。

年齢階層別の人口は、平成17年から平成22年までの5年間の推移をみると、0歳～14歳は20.5%の減少、15歳～64歳は8.5%の減少、65歳以上は1.0%の減少となり、少子高齢化が一層進んでいる。特に0歳～14歳までの減少率が大きくなっており、出生数の減少を起因とする自然減の人口減少が続くことが予測される。また、65歳以上の高齢者比率は、平成22年で35.1%であり、増加率が緩やかになったとは言え、今後も高齢者比率は高くなる傾向にある。

表1-1-1 人口の推移

区分	昭和35年			昭和40年			昭和45年			昭和50年			昭和55年			昭和60年								
	実数	人	増減率	実数	人	増減率	実数	人	増減率	実数	人	増減率	実数	人	増減率	実数	人	増減率						
総数	38,908	36,026	-7.4	32,390	-10.1	30,295	-6.5	29,527	-2.5	29,185	-1.2	0歳～14歳	14,120	11,410	-19.2	8,842	-22.5	7,111	-19.6	6,238	-12.3	5,654	-9.4	
15歳～64歳	21,760	21,282	-2.2	19,957	-6.2	19,160	-4.0	18,720	-2.3	18,367	-1.9	うち	15歳～29歳	7,528	6,615	-12.1	5,662	-14.4	5,316	-6.1	4,955	-6.8	4,436	-10.5
(a)												65歳以上	3,028	3,334	10.1	3,591	7.7	4,024	12.1	4,569	13.5	5,164	13.0	
(b)												(a)／総数	19.3%	18.4%	-	17.5%	-	17.5%	-	16.8%	-	15.2%	-	
												(b)／総数	7.8%	9.3%	-	11.1%	-	13.3%	-	15.5%	-	17.7%	-	

区分	平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	27,869	-4.5	27,506	-1.3	26,270	-4.5	25,072	-4.6	23,153	-7.6
0歳～14歳	4,927	-12.9	4,622	-6.2	3,960	-14.3	3,343	-15.6	2,658	-20.5
15歳～64歳	17,072	-7.1	16,004	-6.3	14,607	-8.7	13,515	-7.5	12,370	-8.5
うち										
15歳～29歳	3,851	-13.2	3,614	-6.2	3,345	-7.4	2,967	-11.3	2,661	-10.3
(a)										
65歳以上	5,865	13.6	6,880	17.3	7,703	12.0	8,206	6.5	8,125	-1.0
(b)										
(a)／総数	13.8%	-	13.1%	-	12.7%	-	11.8%	-	11.5%	-
(b)／総数	21.0%	-	25.0%	-	29.3%	-	32.7%	-	35.1%	-

(資料：国勢調査)

男女別には、表1-1-2のとおりであり、平成27年の構成比は、男性47.0%、女性53.0%であり平成22年の構成比と比べ大きく変化がなかったが、男女ともに若干増減率は減少している。

表1-1-2 男女の推移

区分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	26,905	—	25,910	—	-3.7	23,887	—	-7.8
男	12,510	46.5%	12,058	46.5%	-3.6%	11,164	46.7%	-7.4%
女	14,395	53.5%	13,852	53.5%	-3.8%	12,723	53.3%	-8.2%

区分	平成26年3月31日			平成27年3月31日		
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数 (外国人住民を除く)	人 22,322	—	%	人 22,032	—	% -1.3
男 (外国人住民を除く)	10,486	47.0%	-6.1%	10,367	47.1%	-1.1%
女 (外国人住民を除く)	11,836	53.0%	-7.0%	11,665	52.9%	-1.4%
参 考						
男(外国人住民)	15	-	-	18	-	20.0%
女(外国人住民)	48	-	-	59	-	22.9%

(資料:住民基本台帳)

2 産業構造、各産業別の現況と今後の動向

産業構造は、表1-2のとおり、平成22年で就業人口10,303人に対し第一次産業が1,635人(構成比15.9%)、第二次産業は2,794人(27.1%)、第三次産業は5,874人(57.0%)である。

第一次産業は、年々減少してきており、平成17年から平成22年までの減少率も19.4%と減少傾向にある。また、就業従事者も高齢化が目立ち、新規就業者が少ない状況にあつて、今後も減少する傾向にある。

第二次産業は、製造業が最も多く、次いで建設業となっている。製造業では、食料品製造業がもっとも多く、次いで、電気機械器具製造業、窯業・土石製品製造業となっている。就業人口は、平成7年まで増加をしてきたが、これをピークに平成12年で構成比率ともに初めて減少傾向に転じ、平成17年では減少率が20%を超え、平成22年は13.8%の減少率であり、関連企業の撤退、廃業等が大きく影響している。

第三次産業の就業人口は、これまで増加してきており、サービス業が最も多く、次いで卸売・小売業、飲食店となっている。就業人口に占める割合は、今後も拡大すると思われるが、平成22年には就業人口の絶対数がさらに減少しているため、第三次産業の就業人口も減少した。

表1-2 産業別人口の動向

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年		昭和60年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 18,420	% -4.0	人 17,681	% -9.7	人 15,968	% -9.7	人 14,262	% -10.7	人 14,232	% -0.2	人 14,121	% -0.8
第一次産業 就業人口比率	64.6% 11,899	-	59.4% 10,497	-	56.0% 8,940	-	45.3% 6,456	-	36.6% 5,207	-	31.6% 4,464	-
第二次産業 就業人口比率	11.1% 2,050	-	13.4% 2,365	-	13.5% 2,150	-	19.0% 2,706	-	24.7% 3,518	-	29.6% 4,182	-
第三次産業 就業人口比率	24.3% 4,471	-	27.2% 4,819	-	30.5% 4,878	-	35.7% 5,100	-	38.7% 5,507	-	38.8% 5,475	-

区分	平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 13,362	% -5.4	人 13,186	% -1.3	人 12,301	% -6.7	人 11,561	% -6.0	人 10,303	% -10.9
第一次産業 就業人口比率	24.0% 3,205	-	21.0% 2,764	-	17.1% 2,111	-	17.5% 2,028	-	15.9% 1,635	-
第二次産業 就業人口比率	33.8% 4,517	-	34.3% 4,523	-	33.6% 4,128	-	28.1% 3,242	-	27.1% 2,794	-
第三次産業 就業人口比率	42.2% 5,640	-	44.7% 5,898	-	49.3% 6,061	-	54.4% 6,291	-	57.0% 5,874	-

(資料:国勢調査)

第3節 行財政の状況

平成5年に「地方分権の推進に関する決議」を採択後、国においては、これまで第1次、第2次地方分権改革が進められ、地方の自主性及び自立性が高まるなど、地方分権の基盤はおおむね構築されてきている一方、地域社会における諸課題は複雑化しており、本市を取り巻く状況も人口の更なる減少や少子高齢化が進展する中、年々複雑多様化する行政ニーズや環境の変化に柔軟に対応して諸課題に取り組みながら、効果的に、そして、効率的に推進していくことが求められている。

このような中、国では、地域の特性に即して地域課題を解決し、活力ある社会の維持を目指すことを目的に、「まち・ひと・しごと創生本部」が設置され、このことを受け、本市においても「笑顔あふれる阿久根市まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、阿久根市版の総合戦略を策定し、それに基づく地方創生の取組を行っているところである。

また、平成19年度から平成21年度までの3年間を実施期間として策定された、第4次行政改革大綱に基づいて多くの事務事業を実施し、その後、新たな計画は策定されなかったものの、安定的な財政基盤の確立と行政への市民参加を促進するため、平成24年度から平成28年度までの5年間を実施期間とする第5次行政改革大綱が策定され、5つの改革を基本理念に沿って実施計画を定め、具体的な施策を推進している。

本市の財政状況は、表1-3-1のとおり、義務的経費は、これまでの行政改革の取組により減少傾向であるが、経常収支比率については、平成26年度91.6%となっており、他市あるいは類似団体と比較して依然として高い水準にあり、財政の硬直化が見られる状況である。また、財政力指数は、平成26年度0.328となっており、平成12年度と比較すると改善しているものの、類似団体の平均値を下回っている状況である。平成19年6月に施行された「地方公共団体の財政健全化に関する法律」に基づき算定した平成26年度の実質公債比率は8.9%、将来負担比率は算定されておらず、健全化判断比率については改善傾向にあるが、経常収支比率が高く、税収などの自主財源が少ない脆弱な財政基盤にあり、引き続き厳しい財政運営状況にある。

これまで、本市においては厳しくなる財政状況を予測して平成12年度から長期財政計画を策定し、この計画に沿って財政運営を進めてきたところであるが、今後、国において「経済・財政一体改革」による地方行財政改革や地方創生に向けた取組が推進されていくことから、その動向を見極めながら臨機応変に対応していく必要がある。

このため、今後の財政運営としては、弾力的で安定した財政基盤を築くため、市民の理解を得ながら中長期的視点に立った政策運営を行う必要がある。

今後、一層複雑多様化する行政課題に的確に 대응していくために、市税の徴収率向上をはじめとする自主財源の確保を図りながら、事務事業の見直し、義務的経費の抑制、歳出全般にわたる行政経費の節減を進め、効率的で健全な財政運営を推進する。

区分	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成25年度
歳入総額 A	12,430,891	11,001,794	12,125,360	13,267,460
一般財源	7,806,369	6,512,751	6,836,521	6,759,448
国庫支出金	996,752	885,735	1,917,280	2,220,468
都道府県支出金	810,298	876,801	737,158	1,098,187
地方債	1,159,600	986,200	1,103,000	1,268,700
うち過疎債	365,000	274,100	83,800	410,900
その他	1,657,872	1,740,307	1,531,401	1,920,657
歳出総額 B	12,228,923	10,669,241	11,703,546	12,800,104
義務的経費	5,969,453	5,342,137	5,037,412	5,142,612
投資的経費	2,452,567	1,602,160	2,234,998	2,399,729
うち普通建設事業	2,212,634	1,549,806	2,209,928	2,394,052
その他	3,806,903	3,724,944	4,431,136	5,257,763
[過疎対策事業費]	850,195			
歳入歳出差引 C(A-B)	201,968	332,553	421,814	467,356
翌年度へ繰越すべく財源 D	7,849	0	30,385	27,770
実質収支 C-D	194,119	332,553	391,429	439,586
財政力指数	0.297	0.352	0.342	0.325
公債費負担比率	21.1	18.5	15.2	13.2
実質公債費比率		17.0	12.3	10.3
起債制限比率	13.7	14.3		
経常収支比率	93.6	97.9	92.4	91.7
将来負担比率			40.5	5.1
地方債現在高	13,258,666	12,999,394	10,554,487	9,796,328

表1-3-2 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和45年度末	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	平成25年度末
市道						
改良率(%)	15.0	21.0	47.7	60.8	65.4	65.5
舗装率(%)	17.0	71.0	95.1	97.8	99.0	99.0
農道						
延長(m)	-	-	-	-	37183.0	36665.0
耕地1ha当たり 農道延長(m)	150.0	146.0	52.5	53.7	51.8	-
林道						
延長(m)	-	-	-	-	55626.0	55626.0
林地1ha当たり 林道延長(m)	2.1	27.1	23.2	24.0	8.2	-
水道普及率(%)	69.8	96.3	97.0	99.8	98.1	98.1
水洗化率(%)	-	3.4	23.5	47.5	74.6	81.9
人口千人当たり病 院、診療所の病床 数(床)	3.0	14.6	24.5	26.6	22.7	26.4

(資料: 公共施設等状況調)

第4節 地域の自立促進の基本方針

1 将来像

本市は、「自然と人が共生するまち」をあるべきまちの姿として掲げ、次の5項目を将来像として定める。

(1) 誰もが安心していきいきと暮らせるまち

将来や日々の暮らしに対する不安を解消するには、セーフティネットを充実する必要があることから、市民の生命と財産を守り、健康、子育て、老後といった日常生活における暮らしを支えるにはどうすればよいかという視点でまちづくりを推進する。

(2) 自然と共生し快適で住みよいまち

人が住みたいと思うまちの要因のひとつに、自然が美しく、まちがきれいで、環境整備が進んでいることが挙げられることから、自然環境を保全しながら、地域の環境を整備し、快適で住みよい地域にするにはどうすればよいかという視点でまちづくりを推進する。

(3) 地域の特性を活かし豊かさが実感できるまち

豊かに暮らすまちをつくるには、市内純生産を増やし経済を成長させる必要があることから、産業の振興を図り、働く場を確保するにはどうすればよいかという視点でまちづくりを推進する。

(4) 豊かな人と文化をはぐくみ瞳かがやくまち

将来を担う子どもたちを教育し、社会に送り出すことはその地域の責務であり、また、まちづくりや地域づくりにおいて、そこに住む人々が自分の人生や自分のまわりの社会を見つめ、そのことに積極的に関心を持つことが重要であることから、子どもから大人まですべての人が学びあうことで人を育てるにはどうしたらよいかという視点でまちづくりを推進する。

(5) 一人ひとりが主役の誇りを持てるまち

まちが元気になるには、市民が同じ方向性を持ち、自らが持つ役割を果たし、お互いに協力し、支えあうことが大切で、そのためにはお互いが信頼できる関係を構築することが前提で、これは市民と行政との関係においても同様であることから、市民主体、市民参加によるまちづくりが行われるためにはどうすればよいかという視点でまちづくりを推進する。

2 基本的施策

(1) 産業の振興

農業については、生産基盤の整備を進めるとともに、環境保全型農業を推進しながら、安全・安心な農産物の生産と地域ブランド化による農産物の価格安定、後継者不足に対応した農作業受託組織の育成及び集落営農の展開、機械施設の導入による省力化とコスト低減を図り、農家の安定経営を目指す。

林業の整備（健全な森林づくり事業）、林道整備事業（林道の改良）、治山事業、特用林産物事業（かごしまの特用林産物総合対策事業・竹林改良促進支援事業）などを行い、林業振興を図る。また、有害鳥獣による農林産物の被害軽減を図るため有害鳥獣事業等の充実を図る。

沿岸の水産資源の確保のため栽培漁業センターを活用した種苗の生産及び放流や藻場造成事業等による「資源管理型漁業」を推進し、沿岸・沖合漁業の振興を図るとともに、水産物のブランド化を推進し、安心・安全な水産物の販路拡大を図り、漁家の所得向上と後継者の育成・確保に努める。

地場産業の振興については、農商工学官金連携による新たな事業や産業を創出するための取組や支援を進めるとともに、販路拡大、PR活動の拡充に努める。

企業の誘致対策については、「食のまち阿久根」を前面に出し、特定の分野に的を絞り、地域資源を生かす企業や今後成長が見込まれる業種の積極的な誘致を推進する。

起業の促進については、資金調達のサポートなど各種施策を有効に活用した創業基盤の整備を進める。

商業の振興については、まちづくりを担う人材の育成を促進し、活力ある商店街の形成を目指す。

観光及びレクリエーションについては、現存のイベントを継続し、体験型観光の拡充を図る。

(2) 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

南九州西回り自動車道及び北薩横断道路の早期供用開始に向け整備促進を働きかけ、主要幹線道路の改良整備の促進と道路交通網の整備の推進を行う。また、市道の改良や補修については、市民生活の利便性向上と災害時や緊急時に対応できる道路整備を行う。橋りょう修繕については、橋りょう長寿命化計画に沿った整備を促進する。

また、農林漁業の振興を図るため、農道、林道の整備を推進し、市道等と一体となった交通ネットワークの形成を図る。

公共交通機関は、肥薩おれんじ鉄道の利便性の向上に努め、健全経営が図られるよう利用促進に向けた取組を進める。また、交通弱者など地域住民の日常生活の交通手段を確保するため、乗合タクシー事業等を推進する。

情報化の推進は、ICT技術を活用した情報発信を積極的に推進し、住民と双方向で対応できるように展開していく。

(3) 生活環境の整備

共同水道については、衛生面、管理面及び効率面から行政の直接運営化に向けた取組を進める。

やすらぎのある快適な生活環境が求められる中、大気汚染、騒音、振動、悪臭といった公害にかかわる監視の充実や指導體制の強化を図る。また、水質汚濁に関する生活排水処理については、合併処理浄化槽の普及を軸とした公共用水域の水質保全に努

める。

ごみ処理については、市、事業者及び市民それぞれが意識的にごみの減量化、資源化、適正処理に努め、徹底した分別収集で循環型地域社会を形成する。また、生ごみ堆肥化処理モデル事業については、対象地区に対してこの事業の趣旨をさらに啓発し、生ごみの排出量が増えるようにする。

住宅地を流れる未整備排水路を都市下水路として整備を進め、浸水被害防止及び生活環境改善を図る。

上水道及び簡易水道については、安全・強靱・持続を3本柱とした阿久根市新水道ビジョン（仮称）を策定し、計画に沿った各種施設の整備、改修を行う。また、行政による直接運営・事業統合を行ってきた簡易水道については、さらなる経営の安定化、効率化に努める。

消防業務については、複雑多様化した社会に対応した消防体制の充実と消防力の強化を図る。

救急業務については、高齢化社会に対応した高度な救急体制を充実させ、救命率の向上を目指す。

さらに、公営住宅については、高度化・多様化する住宅需要に対応した低廉で文化的な住宅の供給に努めるとともに、高齢者や障がい者にやさしく安全で環境に配慮した住まいづくりを推進する。併せて「長寿命化計画」を活用し、既存住宅の効率的な維持・修繕に努める。

(4) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう在宅福祉サービスの充実を図るとともに、保健活動による生活習慣の予防や転倒予防、認知症予防などの介護予防に努める。また、元気な高齢者が趣味やスポーツ、奉仕活動など健康で生きがいを持って暮らせるような活動を推進するため老人クラブ、高齢者学級、シルバー人材センター等への支援や助成に取り組んでいく。

安心して出産・育児ができるよう、子育て家庭が必要とする情報の提供や充実した保育サービス、児童クラブの運営など妊娠、出産、育児に係る一貫した支援体制を確立するとともに、教育・保育に係る経済的負担の軽減を図っていく。また、行政、家庭、学校、地域社会などが連携し地域で子育てを担う環境づくりを推進する。

障がいの発生や要介護状態にならないよう、生活習慣病の予防や改善に向けた啓発や指導に取り組み、市民自らが主体的に健康づくりを実践できる体制づくりを推進する。また、障がい者が社会参加し、地域で安心して暮らせるよう医療費の助成や補装具の給付、就労訓練など地域生活支援体制の充実に努めるとともに、差別や偏見をなくすために、市民の理解を深め地域社会でお互いに支えあう意識の高揚に努める。さらに、健診や発達相談により、乳幼児の障がいの早期発見に努め、関係機関と連携し早期療育に繋げる取組を推進する。

(5) 医療の確保

高齢者の増加，疾病構造の変化，健康への意識の高まり等多様化する医療需要に対応できるよう地域医療体制へのさらなる支援を行う。

また，大川診療所は，地域医療の拠点として今後も医師の確保に努めるとともに，機能充実を図るために施設の運営体制の在り方を検討していく。

産科医療については，医師の確保と併せて広域的な体制づくりに取り組む必要がある。

(6) 教育の振興

児童生徒一人ひとりの個性に応じ個性を生かす教育を推進し，時代の変化に対応できる能力や自ら学ぶ意欲・態度を養い，心身ともにたくましく思いやりのある人格を備えた児童生徒の育成を図る。

児童生徒に，よりよい教育環境の確保を図るため，児童生徒数の推移を的確に把握し，学校規模適正化について検討を進めるとともに，老朽化した学校施設等の計画的な整備を行うなど教育環境の改善に努める。

また，多様化する市民の学習ニーズに対応しながら，市民の生涯にわたり学び続ける環境づくりを推進するため，各種社会教育団体の組織力の充実・強化に向けた各リーダーの養成を図り，活動を拡大する。

中央公民館，図書館の機能を併せ持つ複合施設の整備を計画的に進める。

子どもから高齢者まで生涯にわたるスポーツ活動を目指し，スポーツに親しめる環境づくりを進める。

(7) 地域文化の振興

市民が優れた文化芸術に直接触れる機会をつくるため自主文化事業や芸術鑑賞事業の充実を図るとともに，各種芸術文化団体の活動支援を行う。

また，地域に埋もれた文化遺産を見直し，地域の文化，歴史に触れることができるよう，文化財の保護活用を図るとともに，地域に伝承されている郷土芸能の保存と伝承活動を促進する。

(8) 集落の整備

生活の利便性の向上，生活環境の改善，福祉サービスの向上に努めるとともに，コミュニティ活動の活性化と住民が将来にわたり，安全・安心に暮らすことのできる地域社会の実現を図る。また，住民の意向を踏まえた上で，集落機能の維持，活性化に向けた施策を講ずる。

(9) その他地域の自立促進に関し必要な事項

各施策を展開するほか，広域行政の推進，男女共同参画の推進を行うとともに，ハード事業だけでなくソフト事業への転換を図り，共生・協働による市民参加のまちづくりを推進する。

第5節 計画期間

計画期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

第2章 産業の振興

(1) 現況と問題点

I 農業の振興

本市の農業は、東シナ海に面した南北40kmに及ぶ海岸線を有するため、寒暖差の少ない温暖な気候が農営活動に適しており、その土地条件を活用して米はもちろん、実えんどう・そらまめ・さつまいも等の園芸作物や温州みかん・甘夏・デコポン・大将季・ボンタン等の果樹を主体とした農業振興及び肉用牛・豚・ブロイラー・鶏卵等の畜産振興が図られてきた。

近年、水稻をはじめとした農作物価格の低迷や農家の高齢化・担い手・後継者不足を背景として農業生基盤の低下、耕作放棄地の増加、農村の疲弊、鳥獣による農作物への被害、国土保全などの多面的機能の衰退などさまざまな問題が起こっている。また、農家1戸当たりの耕地面積も小さく、特に畑地については、ほ場整備やかんがい施設等の農業生産性整備等の遅れによる構造的課題も多く、併せて近年の異常気象による農作物に与える被害額も大きく、自然災害に対応できる基盤整備が望まれているところである。

農家戸数については、平成22年の1,103戸から平成27年は929戸と減少の加速度も増しており、特に、高齢化した小規模農家から離農していく状況にある。そのため、集落・地域において徹底的な話し合いを行い、合意形成による今後の中心的な経営体の決定、担い手の確保、将来の農用地の在り方など、人と農地の問題を解決する必要がある。

経営耕地面積についても、平成17年度の742haから平成22年度は718haと減少している。今後は、農地の遊休化を食い止めるためにも、各事業等による耕作放棄地解消の取組が緊急課題といえる。平成26年度末現在において、要整備面積に対するほ場整備率は、水田92.1%、畑39.3%で、今後はかんがい施設と一体化した畑地のほ場整備並びに省力機械化導入及び土地利用型作物の導入を推進する。

農業の生産面における土づくりに関しては、化学肥料・農薬等の過度使用がみられ、こうした状況に対処するため、優良な堆肥等を利用した耕畜連携や、あるいは循環型社会形成推進から生まれた生ごみ堆肥を活用した土づくりを目指し、化学肥料・農薬の低減を図りながら、持続性の高い農業生産方式を促進し、消費者ニーズに対応した農産物を安定して供給することが重要となってくる。

農業の六次産業化については、農作物の生産・加工・販売までの整備が必要であり、企業との契約栽培等の農商工連携による新たな販路拡大の推進も重要な課題となっている。

畜産については、生産から肥育までの地域内一貫体制及び個々の一貫経営も併せて推進し、飼料の自給率向上等によるコスト低減に努めながらブランドの確立を図るなどの経営の安定対策が必要である。口蹄疫・鳥インフルエンザ等の防疫体制強化についても、安全・安心指向の消費者ニーズに対応した畜産物の供給体制が求められている。

農村社会の活性化を図るために、地域や集落等を単位とした話し合い活動が重要となっており、そのためには各地域におけるリーダー育成が最重要課題で、最終的には集落営農、あるいは法人化といった組織化が求められている。

表2-1 専兼業別農家数, 農家人口, 経営耕地面積 (単位: 戸, 人, ha)

	農家数				計	農家人口	経営 耕地 面積
	専業 農家	兼業農家		計			
		第一種	第二種				
昭和60年	935	451	1,675	2,126	3,061	10,148	1,421
平成2年	627	241	1,208	1,449	2,076	6,728	1,071
平成7年	616	257	811	1,068	1,684	5,186	930
平成12年	自給的農家数 505		販売農家数 876		1,381	4,225	846
平成17年	自給的農家数 476		自給的農家数 759		1,235	3,540	742
平成22年	自給的農家数 471		自給的農家数 632		1,103	1,903	718

(資料: 農業センサス)

II 林業の振興

森林は、国土の保全、水資源のかん養、CO₂吸収、保健休養など公益的機能を有しているほか、木材の供給源であるなど多面的な価値を持つ自然資源である。このため、本市の総面積の58%を占める森林は、健全な状態で守り育て次世代に引き継ぐべき財産であり、これを支える林業の役割は重要であるが、木材価格の長期低迷と人件費をはじめとする経営コストが増加したことから経営意欲を失い、植林を含め間伐手遅れ林も増え、森林のもつ公益的機能が低下してきている。しかし近年、木質バイオマス発電所の建設により木材需要が拡大していることから森林所有者には持続的な森林経営を促し、適正な森林整備及び維持保全等を進める必要がある。

きのご類の特用林産物の生産高は、横ばいの傾向にある。タケノコについては、農山村地域における重要な収入源であるとともに農山村地域の活性化に資する重要な役割を果たしている状況であり、近年においては竹バイオマス等による竹材利用に注目が集まりつつある。

林業労働者については、北薩森林組合及びその他の林業事業体によって保たれているが、森林組合の作業班員は減少している。

林道は、17路線 55,626m、作業道 108路線 75,570mであるが、林道17路線の中には、未改良路線や行き止まりの道路があり、舗装率は87.0%と高率であるが、法面改良等が進んでおらず、基幹施設としての役割が十分果たされていない状況にある。

表2-2 林野(平成27年4月現在)

種別	公有林				私有林	合計
	国有林	県有林	市有林	計		
林野面積(ha)	1,447	18	674	2,139	6,047	8,186
人工林(ha)	984	9	545	1,538	2,915	4,453
人工林率(%)	68	49	81	197	48	246

Ⅲ 水産業の振興

本市の沿岸や沖合、甌島周辺に天然礁が多いことから、回遊性の各種浮魚（アジ・サバ）をはじめ多様な漁業資源に恵まれてきたが、平成3年度をピークに漁獲量は減少傾向にあり、さらに産地価格の低迷や燃油高騰の影響を受け、漁家収入も減少している。

過去5年間の魚種別水揚実績（表2-3）を見ると、イワシ類、アジ類で約7割を占めており、平成19年度にはマイワシをはじめとしたイワシ類の豊漁もあり、次年度以降の期待感が高まったが、一過性の水揚量であった。

長期化する漁獲量の減少に歯止めをかけるため、藻場の保護や休漁日の設定などにより資源管理型漁業を推進するとともに、イカシバ設置や藻場造成を行っている。

また、水産資源の減少により天然種苗の供給が不安定なことから、栽培漁業センターで生産したヒラメ・アワビ・オニオコゼ・アカウニの種苗放流を実施し、「つくり育てる漁業」を推進してきたところである。

全国的な磯焼けが問題とされる中、本市では食害生物による磯焼け対策として、ウニを駆除することによりウニの密度管理を行い、藻場の回復に取り組んできたことから、海藻が回復してきた水域も徐々に広がっている。

漁業就業者の動向については、正組合員が減少し、准組合員は増加傾向にある。原因としては、高齢化による従事日の減少に伴う准組合員への移行、離職者等の漁業への参入による准組合員への加入等が挙げられる。

また、年齢別漁業就業者数については、50歳以上の就業者が全就業者中の77%（60歳以上は55%）を占めており、高齢化が進む中、後継者の育成及びその対策が重要な課題となっている。

漁獲物の付加価値向上の取組として、平成18年3月に完成した高度衛生対応型市場が「優良衛生品質管理市場」の認定を受け、発送時には「認証シール」を貼付し他産地との差別化を図り、安全・安心な水産物であることを県内外にPRしているところである。

港湾施設の整備については、おおむね完了していることから、今後は、施設の老朽化に伴う長寿命化を図り、関係者が利用しやすい港として良好な施設の維持管理に引き続き努める必要がある。

表2-3 魚種別水揚数量

(単位:t)

魚種	H22	H23	H24	H25	H26
イワシ類	5,678	5,758	7,927	14,736	10,200
アジ類	2,294	2,087	1,280	1,762	2,853
サバ類	2,576	2,605	1,144	1,101	1,675
タイ類	188	225	95	111	107
伊勢えび・カニ類	189	214	199	203	181
イカ・タコ・貝類	114	80	64	118	76
海藻類	20	14	28	21	11
ウニ類	6	5	5	5	6
その他水産物	1,073	4,236	1,520	1,838	1,133
計	12,138	15,224	12,262	19,895	16,242

IV 地場産業の振興

本市の地場産業は、従来から第一次産品を加工した第二次産品が多く、平成25年工業統計調査(表2-4)によると、製造業の工場数61軒のうち食料品は40軒で65.6%、従事者数は64.2%、出荷額は90.5%を占めている。

しかし、世界的な景気後退の影響や食料需給のひっ迫による穀物価格や原油価格の高騰などにより、配合飼料や燃油、化学肥料などの生産資材価格が高騰し、また、日本経済が雇用不安や先行き不透明感もあり個人消費は伸び悩むなど、厳しい経営環境が続いている。

本市は「アクネうまいネ自然だネ」を統一ブランドとし、特産品の販路拡大と新商品開発に努めてきたが、新商品も限られ、販路も十分には拡大できていないのが現状である。特産品販路拡大事業の活用により、商談会等への出品費用が軽減されることにより参加者の増加が見込まれ、新商品開発や販路拡大が期待される。

表2-4 工業統計調査(平成25年)

業種	区分	工場数	従業者数 (人)	出荷額	
				金額(万円)	構成比
食料		40	1,112	2,912,193	90.51
飲料		4	46	87,997	2.73
繊維		2	41	X	X
木材		2	10	X	X
印刷		1	6	X	X
窯業		3	60	81,960	2.55
非鉄		X	X	X	X
金属		1	45	X	X
生産用機械器具		1	24	X	X
電子		5	325	135,299	4.21
輸送		1	5	X	X
その他		1	59	X	X
計		61	1,733	3,217,449	100.0

X：数値を掲載すると個別の回答内容が特定されるため掲載していない。

V 企業の誘致対策

過去5年間で立地協定を締結した企業件数は5件であり、その全てが市内企業の増設である。平成27年4月1日までの過去5年間で11件となり、これらの企業で雇用している従業員数は同日時点で、男498名、女279名の合計777名である。

本市の企業立地促進補助金の規定に、補助金交付対象者として用地取得後3年以内に当該用地に工場等を新設・増設又は移設することの定めがあり、補助を受けられない企業が多いため、立地環境の整備と同時に交付要綱の見直しが必要である。

VI 起業の促進

長引く不況の中、地域間競争は激化しており、地域が生き残るためには、新たな雇用を創出する必要があり、本市の地域資源を活用した創造的な新分野への進出を図る中小企業の育成が課題である。

起業を促進するためには、研究開発から事業化までの技術面、資金面、経営面に対して総合的な支援が必要である。このため、国・県等は起業への支援策など制度的な条件整備を整えているが、人材育成のための環境整備が十分と言えず、本市においても起業の実例は数少ない状況である。

本市では、商工会議所が設置している中小企業相談所において、経営指導員が相談指導を実施している。社会情勢の変化に伴い、相談内容も多様化してきているため、指導員の育成が課題となっている。

したがって、起業支援の拡充はもとより、人材育成や立地環境の整備を図ることが必要である。

VII 商業の振興

本市の商業は、商業統計調査によると事業所数(表2-5)は平成14年428件から平成19年には355件に減少し、年間商品販売額も平成14年354億円から平成19年は319億円に減少している。

商店街を活性化し再生を図るためには、消費者ニーズに対応した特色ある店舗づくりを行うとともに、商店街の活性化を組織的に取り組むことが重要であるが、後継者不足により補助事業の活用に難色を示し、協議が進まない状況にある。

大駐車場に備えた大型商業施設の立地により、買い物客が一極集中し、空き店舗が増加するなど、非常に厳しい状況にある。

表 2-5 商店の事業所数等 (平成 19 年)

項目	区分	事業所数	従事者数 (人)	年間商品 販売額 (万円)	商品手持 額 (百万円)	売場面積 (㎡)
総数		355	1,840	3,190,367	367,583	41,615
	卸売業合計	47	228	642,638	22,714	—
	飲食料品	35	177	524,190	10,390	—
	建築材料, 鉱物・金属材料 等	3	15	31,010	6,678	—
	機械器具	4	14	24,500	2,832	—
	その他	5	22	61,938	2,814	—
	小売業合計	308	1,612	2,547,729	344,869	41,615
	各種商品	2	51	X	X	X
	繊維・衣服・身の回り品	16	44	68,623	12,691	2,077
	飲食料品	147	934	1,499,691	224,945	27,428
	自動車・自転車	18	67	95,519	12,443	440
	家具・じゅう器・機械器具	25	69	80,917	16,794	2,839
	その他	100	447	X	X	X

(資料：商業統計調査)

Ⅷ 観光又はレクリエーション

本市の観光は、観光施設や案内看板など、観光客を迎える施設が十分とは言えない状況である。また、観光ニーズの多様化に対応した商品づくりが遅れている状況である。体験型観光の拡充と同時に、日帰り、宿泊客それぞれのニーズに対応した、観光地、イベント情報などの情報提供が必要である。

また、うに井祭りや伊勢えび祭りを開催し、市内外から多くの来客者を得ており、誘客には一定の効果を上げている。今後もこうしたイベントや祭りなどの最新の魅力を、効果的に情報発信する必要がある。

このため、官民一体となった観光地づくりに取り組み、新たな観光資源の発掘など、地域の魅力を最大限に引き出す取組を進めるとともに、近隣市町と連携した観光ルートの設定を行う必要がある。

(2) その対策

I 農業の振興

安全・安心で高品質な農畜産物の安定供給を目指し、農業生産活動の省力化、後継者及び担い手の育成確保、生産基盤や農村環境の整備、「人・農地プラン」に基づく積極的な話し合い活動に取り組みながら、農業・農村の持つ多面的機能を十分に発揮させ、農村地域の活性化及び生活の向上を図る。

〔主要施策〕

- ① 近年の消費者の安全・安心志向や農産物の国際化、産地間競争に対応するため良質な土づくりを支援し、高品質な農産物生産に必要な農薬の散布を適宜行い、安心・安全な農業を推進する。
- ② 高品質で安全・安心な農畜産物が生産者から消費者に届くまでの流通販売体系を確立しながら、各関係機関一体となって生産者の顔が見える体制と地産地消の推進を図る。
- ③ 鳥獣による農作物等への被害を防止することにより、農業経済的影響力の対策はもろんのこと、農家の営農意欲の減退や耕作放棄地の拡大を防ぎ、集落機能の維持を図る。あわせて、駆除した鳥獣肉を地域の資源ととらえ、「ジビエ」として有効活用を図る。
- ④ 耕作放棄地を利用して、農業生産活動を行う農業者等を積極的に支援し、地域の特性を十分に生かした農産物の生産拡大と農村地域の活性化を促進し、市民所得の向上を図る。
- ⑤ 農業振興を図るための基盤整備として、ほ場整備・かんがい排水工事・農道整備、農地保全等の生産基盤整備を計画的に推進するとともに、農村生活環境基盤の整備を併せ、総合的かつ一体的に行う「中山間地域総合整備事業」等を活用して農業農村整備を推進する。
- ⑥ 農業生産の省力化・低コスト化・高品質化・経営合理化に向けた施設整備・作業機械導入により、生産性の高い農業による産地化を推進する。併せて、農林業振興センターの有効活用による新品質の導入や実証展示試験等を積極的に行い、各種農家への先進的役割を実践する。
- ⑦ 将来の人と農地の問題を解決するため、「人・農地プラン」を基本とした徹底的な話し合い活動による中心となる経営体の決定や新規就農者への支援、「中間管理事業」を活用した担い手への農地集約・集積を積極的に行う。
- ⑧ 地域の担い手等による農作業受委託組織等の法人化や集落営農の組織化、家族協定等を通じた高齢者・女性農業者における役割の明確化など地域営農のシステム化を推進する。
- ⑨ 畜産については、地域内一貫体制の推進を更に進め、ブランド確立を目指した経営の安定を図る。併せて、家畜の優良系統化を促進しながら飼料の自給率の向上を推進する。また、家畜排泄物の資源化や適正処理を進めるとともに、鳥インフルエンザ、口蹄疫等の家畜伝染病の防疫対策に取り組む。

II 林業の振興

森林の持つ公益的機能を十分発揮できる健全で活力ある森林づくりと良質材を生産するため、除伐等の保育事業、生産性を重視した間伐事業など、きめ細かい森林整備を推進する。

また、特用林産物の産地化・銘柄化が可能な地域について、生産指導を行い、自立できる中核生産者の育成、産地化形成の促進を図るほか、山村における高齢者の生きがい対策に努める。

さらに、効果的な林業経営や森林の適正な管理に努め、山村地域の生活環境基盤の形成を図るため、林道、作業道の整備を計画的に進める。

〔主要施策〕

- ① 林業生産活動を活性化し、地域の実態に即した森林の整備と林業生産性の向上を図るため、間伐推進員を積極的に活用し、間伐の推進、普及、啓発、技術指導等の取組を進める。
- ② 森林環境保全整備等の造林補助事業により、造林をはじめ、下刈り、除間伐による保育や複層林の整備・育成、天然林の整備等の多様な森林施業を計画的に推進し、森林資源の整備充実を図り、山村地域の活性化を促進する。
- ③ 特用林産物の生産拡大を図るとともに、タケノコについては、竹林改良事業等の生産基盤の整備を積極的に取り入れるとともに、荒廃が進む竹林を有効利用するため貸し手・借り手等をとりまとめ、タケノコの増産を図る。
- ④ 林道整備を計画的に進め、林業経営の効率性を高めつつ、森林の適正な管理に努めるとともに、主要道路等との連結、地域間の連結により山村地域における生産基盤の形成を図る。

Ⅲ 水産業の振興

栽培漁業センターにおいて種苗生産に取り組むとともに、藻場の育成など漁業資源の育成・確保に努め、「つくり育てる漁業」を推進する。

魚価の高値安定と漁家所得の向上を図るため、生産組織の充実強化・育成を推進し、後継者の確保に努め、青壮年が漁業の担い手として定住し、高齢者も生きがいをもって就業できる地域社会を築くため、労働環境の整備を図る。

漁獲物の付加価値を高めるため、高度衛生対応型市場を中心にPR活動、魚食普及活動を積極的に行い、また市場で働く人々の衛生管理意識の確立を図る。

港湾施設は、「港湾施設長寿命化計画」に基づき維持管理に努める。

〔主要施策〕

- ① 沿岸の水産資源の確保のため、栽培漁業センターを活用した種苗の生産や放流を積極的に行い、藻場造成事業、イカシバ設置事業等による水産資源の増産を図り「つくり育てる漁業」を中心とした資源管理型の漁業を強力に進める。
- ② 漁業に関心をもってもらうための事業を行うなど、漁業後継者の育成・確保を積極的に進める。また、漁業を職業として選択できる環境整備を行う。
- ③ 消費者に安全で新鮮な魚を提供するとともに、「阿久根産」としての差別化を図り、販路の拡大に努める。また、水産物の消費拡大を図るためにも、食育の推進や新製品の開発等による魚食普及に取り組む。
- ④ 老朽化した港湾施設の機能充実を図り、関係者が安全で安心して利用しやすい港としての維持管理に努める。
- ⑤ 大型船団等の誘致に努め、水揚量の安定を目指す。

Ⅳ 地場産業の振興

商談会等への参加を促進し、農商工連携による新たな事業や産業を創出できるような支援を進める。各種支援策を活用した若手経営者の育成、販路拡大につながるPR活動を行う。

〔主要施策〕

- ① 売れる商品づくりや新商品開発、新分野進出の支援を行う。
- ② 特色ある商品開発を支援するため、関係機関との連携を強化し、施設整備等に係る補助事業の導入を図る。
- ③ 商談会や物産展等への参加を推進し、販路拡大を支援する。県外での阿久根物産展の開催を目指した取組を強化する。
- ④ 関係機関との連携を密にし、中小企業に対し支援事業の周知の徹底と、若手経営者の育成に努める。

Ⅴ 企業の誘致対策

産業の振興及び雇用機会の増大を図るため、積極的な誘致活動を推進する。また、地元企業の規模拡大に対し、各種支援策の情報提供に努める。

〔主要施策〕

- ① 立地推進対象業種を中心に関係機関との連携により、企業の進出動向等の情報収集

に努め、立地優遇措置の積極的なPRとを図る。

- ② 地元企業の規模拡大や、起業家の創業による立地を支援する。
- ③ 企業立地促進補助金等の検討を進め、本市独自の有利性を持った制度を確立する。

VI 起業の促進

既存企業の規模拡大を支援しながら、起業家の人材育成に努め、各種支援制度を活用した新規創業を積極的に支援する。

また、中小企業が安定的で健全な経営を図るため、中小企業振興資金の利子や保証料の一部を助成する。

〔主要施策〕

- ① 中小企業者の経営安定を支援するため、阿久根市中小企業振興資金制度の充実を図る。
- ② 中小企業者からの多様な要請に応えるため、商工会議所が実施する指導・相談事業の基盤強化に努める。
- ③ 国・県が実施する事業情報提供や支援事業の利用促進を図り、新商品開発や新分野への進出を促進する。

VII 商業の振興

商店街の活性化を図るため、商工会議所等と連携した商業イベントを開催するなど、地域の創意工夫に基づいた取組を支援する。

また、まちづくりを担う中心的人材の育成を図る。

〔主要施策〕

- ① 消費者ニーズに対応した特色ある店づくりを支援するため、関連セミナーへの積極的な参加を呼びかけ、店舗改装等のノウハウ習得による中核的担い手の育成を図る。
- ② 商工会議所関係団体等と連携し、買い物客などのニーズに対応する魅力あるまちづくりを目的とした検討委員会を発足させ、買い物客を呼び込むためのイベント開催など、地域の創意工夫に基づいた取組を支援する。

VIII 観光又はレクリエーション

豊かな自然と資源を生かした体験型観光の充実を図り、交流人口の増加を推進する。

また、食のイベントや祭り、時節のみどころなど最新の阿久根の魅力を、各媒体を活用して積極的に情報発信するとともに、旅行代理店への働きかけを強化し、誘客宣伝活動を行う。

観光施設の整備充実を図りながら、観光ガイドを育成し、観光客をもてなす環境づくりを行う。

南九州西回り自動車道川内隈之城道路が、薩摩川内水引ICまで全線開通し、また、芦北出水道路、出水阿久根道路も部分的に供用開始予定が示されている中で、いかに阿久根に人を呼び込むかが課題となっている。

また、番所丘公園をはじめとする公園等は、施設の老朽化が利用者に支障をきたしていることや全国的に施設利用において事故が多発していることから公園施設長寿命化

計画に基づき、施設の改築や更新を図り、必要に応じて軽微な修繕を行い、地域住民が安全・安心に利用できる施設の維持管理を行う必要がある。

〔主要施策〕

- ① 体験型観光の素材をさらに掘り起こし、受入事業所・民家の増加と体験メニューの拡充を図り、各種媒体を活用した情報発信に努め、それを観光産業に取り組む体制づくりを行う。
- ② 各種媒体を活用して本市の最新情報の発信に努め、旅行代理店への働きかけなど誘客宣伝活動を強化する。
- ③ 観光客が快適に過ごすための施設整備、観光ガイドの育成など観光客をもてなすための環境整備を行う。
- ④ 老朽化した公園施設の機能充実を図り、利用者が安全・安心に利用できる施設の維持管理に努める。

1 事業計画(平成28年度～32年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	農業競争力強化基盤整備事業(阿久根南部地区)	鹿児島県	
		防災ダム整備事業(高松地区)	鹿児島県	
		農村地域防災減災事業(土砂崩壊防止)(桐野上地区)	鹿児島県	
		農村地域防災減災事業(ため池整備)(大漣地区)	鹿児島県	
		農業・農村活性化推進整備事業(折口地区)	鹿児島県	
		団体営基盤整備促進事業(桐野地区)	鹿児島県	
		多面的機能支払交付金	活動組織	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	林業	民有林林道事業 吉川線 舗装工事 L=1,400m W=3.0m	阿久根市	
		民有林林道事業 西目線 舗装工事 L=1,000m W=3.0m	阿久根市	
		民有林林道事業 小麦山線 舗装工事 L=3,200m W=3.0m	阿久根市	
		民有林林道事業 金山線 舗装工事 L=800m W=3.0m	阿久根市	
		県単治山事業	阿久根市	
		かごしまの特用林産 物総合対策事業(竹 林改良等)	阿久根市	
		市有林整備事業(間 伐等)	阿久根市	
		作業道急坂舗装工 事	阿久根市	
	(2) 漁港施設	漁港整備事業(阿久 根漁港)	鹿児島県	
		漁港整備事業(脇本 漁港, 佐潟漁港, 牛ノ 浜漁港)	阿久根市	
		機能保全計画策定業 務(脇本漁港, 佐潟漁 港)	阿久根市	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(8) 観光又はレクリエーション	都市公園事業	阿久根市	
	(9) 過疎地域自立促進特別事業	阿久根みどこい祭り	実行委員会	
		産業祭支援事業	実行委員会	
		特産品販路拡大事業	阿久根市	
		水産物流通対策事業	北さつま漁協	
		有害鳥獣捕獲事業	阿久根市	
		稚魚放流事業(ヒラメ, アワビ, オニオコゼ, アカウニ)	北さつま漁協	
		稚魚放流事業(アユ, ウナギ, モクズガニ, コイ)	高松川漁協	
	(10) その他	中小企業振興資金保証料補助事業	阿久根市	
		中小企業振興資金利子補助事業	阿久根市	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		港湾整備事業	鹿児島県	
		「あくね」ブランド推 進事業	阿久根市	
		漁業・農業就業支 援事業	各事業者	
		笑顔あふれる阿久 根市創生ファンド事 業	各事業者	
		地(知)の拠点大学 による地方創生推 進事業	阿久根市	
		農林業振興セン ター栽培活動事業	阿久根市	
		耕作放棄地解消対 策事業	阿久根市	
		農業振興地整備促 進事業	阿久根市	
		渇水対策事業	阿久根市	
		農作物鳥獣害防止 施設整備事業	阿久根市	
		農業再生協議会 (担い手活動費)	阿久根市	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		機能集団育成事業	阿久根市	
		中山間地域等直接 支払交付金交付事 業	阿久根市	
		人・農地プラン推進 支援事業	阿久根市	
		青年就農給付金事 業	阿久根市	
		農地中間管理機構 事業	阿久根市	
		特定野菜価格差補 給事業	阿久根市	
		産地づくり対策事業	阿久根市	
		農業者経営所得安 定対策推進事業	阿久根市	
		新たな水田農業確 立推進事業	阿久根市	
		連作障害対策土壌 消毒事業	阿久根市	
		農業経営基盤強化 資金利子助成	阿久根市	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		子牛生産出荷奨励 事業	阿久根市	
		市内産素畜導入事 業	阿久根市	
		素畜導入貸付金	阿久根市	
		畜産関係制度資金 利子補給事業	阿久根市	

第3章 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

(1) 現況と問題点

I 交通体系の整備

高速交通体系においては、平成27年3月に南九州西回り自動車道の川内隈之城道路が全線供用開始し、鹿児島ICから薩摩川内水引ICまで繋がったところである。

また、出水阿久根道路の野田ICから阿久根IC間が供用開始された。出水阿久根道路については、出水IC（仮称）から阿久根北IC間が平成29年度までに全線供用開始予定である。

阿久根ICから薩摩川内水引IC間の阿久根川内道路約22.4kmは、平成27年4月に新規事業化され、今後、測量設計、地質調査、用地調査などが進められていく状況である。

北薩横断道路は、平成24年2月にさつま観音滝ICからさつま広橋ICまで供用開始され、泊野道路9.2kmが平成30年度までに供用開始見込みである。また、阿久根高尾野道路（仮称）のルートが高尾野ICから南九州西回り自動車道阿久根北IC付近の国道3号線と示されており、県は事業化に向けての必要な調査等を進めているところであり、早期事業化に向けて、関係機関への要望活動を行っていく必要がある。

高速交通体系が整備されることにより、地域間の交流が促進されるとともに、産業振興に寄与することから、各種団体及び沿線市町と連携し、全線開通に向けた整備促進を関係機関へ働きかけていく必要がある。

市内道路の中心動脈である国道3号及び国道389号は、路面の舗装改良や法面の保護が行われ、通行車両の安全確保と円滑化が図られている状況にある。また、歩行者の安全確保を図るため、通学路点検等を踏まえた要望活動を行い、歩道整備事業の実施や検討が進められていることから、引き続き整備要望を推進し、歩行者の安全向上を図っていく必要がある。

市街地においては、一部区間においてアーケードの撤去が行われたことから、歩行者等の夜間における安全確保や公共交通機関利用者の利便性の向上に向けた整備の要望を行っていく必要がある。

県道は、阿久根東郷線の市街地部分である街路の上野羽田線が国道3号と接続し、南九州西回り自動車道阿久根ICとの安全で円滑な通行の確保が図られた。また、未整備区間の拡幅改良を推進していた脇本荘線も整備が完了したところである。今後は、脇本赤瀬川線において、整備区間となった槇之浦工区の整備推進と未改良で通行の支障となっている区間の整備計画を推進する必要がある。

市道は、通行車両の増大や大型化に伴う中央線（多田）及び槇之浦線の整備が完了し、中央線（大川）が20年余りの歳月を要し、事業完了が間近になったところである。

市道改良や舗装整備は、近年創設された社会資本整備総合交付金事業を利用し、年次の計画に沿って整備を推進しているが、維持修繕的な要望は終わることなく数多く寄

せられている状況にある。また、市民生活を支える道路及び橋りょうは老朽化が進んでおり、補修経費の削減が必至となっていることから、橋りょう修繕については、橋りょう長寿命化計画に沿った整備を推進し、道路整備において市民生活に支障をきたすことのないよう計画的な改修、改善を図ることが重要である。

農道・林道は、産業分野における生産基盤の根幹をなす社会資本であるとともに、農山村地域の人々の生活道路としても重要な役割を担っていることから、改修、改善を図りながら市道と一体となった整備が必要である。

II 交通確保対策

肥薩おれんじ鉄道は、開業2年目の平成17年度から減価償却前赤字を計上しており、平成25年3月に運行を開始した、観光列車「おれんじ食堂」や消費税増税に伴う駆け込み需要の影響により、一時的な乗客の増加を見たが、依然として厳しい経営状況が続いている。沿線市の人口減少や少子高齢化が進み、今後もさらに厳しい経営が予想されるため、安定的な乗客の確保と県内外からの誘客に繋がる取組の強化が必要である。

路線バスは、幹線道路に佐潟口～水俣間、阿久根新港～隈之城間、阿久根市役所～空港間及び佐潟口～平尾間の4系統が運行されているが、利用者の減少により運行の維持が困難になってきており、生活交通路線維持費補助金を交付している系統もある。また、支線として佐潟口～尾原間が1日往復2便、弓木野～阿久根新港間が1日往復1便運行されており、地域住民の貴重な交通機関となっている。

また、こうした公共交通機関のバス停や駅から離れた地域に居住し、交通手段がない高齢者などは、移動手段が限られ、日常の通院や買い物等に不便を感じている。このため、現在、市内10地区で乗合タクシーの運行及びグループタクシー事業を行っている。今後も、交通弱者の交通手段を確保し、同時に経済的負担を軽減することにより、暮らしやすい生活環境を整えることが課題である。

III 情報化の推進

急激な情報化の進展とともに、スマートフォン等の情報端末やパソコンを使用してインターネットを利用する人が急速に増加している。また、個人や事業者等がホームページやSNSを利用し、独自の情報発信を行う例も多くなってきている。

このような流れの中で、地域の情報化は、福祉・環境・教育・文化・産業などの市民生活に関わるすべての分野において、快適で安心な暮らしを実現するとともに、地域らしさを生かした活力あるまちづくりの一翼を担っていくものと考えられる。

本市においても、市のホームページを通じ、市民生活に必要な情報の提供及び住民票や税証明書の申請書様式のダウンロードサービスを行っており、今後もさらなるホームページの充実を努める必要がある。平成27年3月にリニューアルされたホームページについては、見やすく、検索しやすいものを意識して作成してきているが、制度等の内容

の充実をさらに図らなければならない。また、スマートフォンや音声変換ソフトへの対応などの問題が残っている。

一方、通信インフラの整備については、採算性等の問題から民間事業者による整備が進まない地域が残ることで、地域間格差が生じることが懸念されており、民間通信事業者との連携により、これらの問題の解消を図る必要がある。

IV 地域間交流の促進

これまでの観光は、大型バス等で画一的に観光地を回るだけで滞在時間が非常に短く、一度訪れれば「訪れた」という満足感でリピート率が非常に低いという課題があった。これは、食のイベントや祭りを目的に訪れた観光客の次のニーズに応えられる観光が少ないためである。

本市の自然環境を生かした体験メニューの拡充を図り、山間部や都市部に住む方々との交流を深め、移住・定住の促進を図る必要があるが、受入事業所・民家が少ない状況にある。

そのため、地域の取組を支援するとともに、今後も地域おこし協力隊などの地域おこしを創造できる人材を活用していく。

(2) その対策

I 交通体系の整備

高速交通体系及び地域高規格道路の整備促進については、各種協議会等に積極的に参加し、国や県等に対し要望・要請の強化を図る。

国道、県道については、計画的な整備改善が図られるよう引き続き関係機関と連携し、所要箇所の改善に努める。

市道については、南九州西回り自動車道や国道、県道等に機能的に接続する道路網の整備に努めることとし、改良や補修の整備を推進する。

特に改良整備については、社会資本整備総合交付金事業を活用し、産業振興をはじめ、生活道路としての利便性向上と災害等における緊急車両等に対応できる道路改良を行うほか、道路整備や交通弱者に優しいバリアフリーなど道路環境に配慮した安全で快適な道路の整備に努める。

また、老朽化が進む橋りょうについては、安全・安心確保を推進するため、橋りょう点検を実施するとともに、橋りょう長寿命化修繕計画に基づいた改修に努める。

〔主要施策〕

- ① 南九州西回り自動車道は、建設促進に向け各協議会や期成会との連携を深め、関係機関へ働きかけを行い、整備促進の活動を強化する。
- ② 北薩横断道路の阿久根高尾野道路（仮称）の事業化及び建設促進を図る。
- ③ 島原天草長島連絡道路の計画路線への指定を働きかけ、島原・天草・長島架橋構想

具体化のための所要の技術調査を促進する。

- ④ 国道は交通混雑や危険箇所及び風景街道等の整備について、関係機関への要望を行い、整備の促進を図る。
- ⑤ 県道は、交通混雑や危険箇所等について、計画的な整備促進に向けて要望を行い、整備の促進を図る。
- ⑥ 市道は、南九州西回り自動車道や国道、県道等に機能的に接続する道路網の整備に努めるとともに、年次的に未改良道路の整備と道路機能の充実を図り、車両や歩行者等の利便性の向上と災害等におけるや緊急車両に対応できる道路の整備に努める。
- ⑦ 橋りょうは、長寿命化修繕計画に基づいた修繕や架替えに努め、安全性・信頼性を確保する。
- ⑧ 農道、林道の整備を推進し、市道とのネットワーク化を図る。

II 交通確保対策

肥薩おれんじ鉄道については、地域住民の重要な交通機関として維持され健全な経営が行えるよう利用促進を図るとともに、県や沿線自治体と連携した取組を進める。

市民生活を支える路線バスの維持・確保に努め、利用者の利便性が向上するよう支援を行う。また、公共交通機関による輸送サービスが確保されていない交通空白地域における住民の交通手段の確保を図るとともに、地域における公共交通のあり方を総合的に検討し、利便性の高い地域公共交通の充実に努める。

〔主要施策〕

- ① 肥薩おれんじ鉄道については、肥薩おれんじ鉄道沿線地域公共交通総合連携計画に基づき、市民が利用しやすいダイヤの設定、イベントの開催など利用促進に努める。
- ② 肥薩おれんじ鉄道利用者の快適性を向上させるため、駅舎周辺の環境整備に努める。
- ③ 路線バスの維持・確保に努め、利用者の利便性が向上するよう、関係機関や事業所等に働きかけを行うとともに必要な支援を行う。
- ④ 乗合タクシー運行事業について、事業者及び利用者の意見を集約し、利便性の充実に努める。
- ⑤ 公共交通機関による輸送サービスが確保されていない交通空白地における住民の交通手段については、乗合タクシーやグループタクシーなど地域の特性に適応した地域公共交通の充実に努める。

III 情報化の推進

高度化する情報化社会に対応するため、市民生活の活性化に資する行政の情報化を推進する。そのためには、ホームページやSNSを活用した行政情報提供の推進や、市民が等しく情報を受けられるよう通信インフラの整備の促進に努める。

また、各課の情報共有を図り、ホームページの内容の整理・充実をはじめ、音声認識ソフト等への対応に努める。

〔主要施策〕

- ① 市のホームページを充実させて情報提供を行うとともに、行政サービスの申込みを可能にするなど、情報化時代における市民の利便性向上に努める。
- ② 市民生活の向上につながる情報の提供を、より多くの市民が受けられるための高速通信網の整備を促進し、また災害時・緊急時の通信手段としても重要な役割を担う携帯電話及びモバイル端末等の通信可能エリアを受実させるため、電気通信事業者のサービスエリア拡大の取組とともに、公衆無線LAN等の整備を促進する。
- ③ データ放送、市ホームページ、フェイスブックへの情報発信ができる環境づくりや地域資源の掘り起こしに努め、内容の充実を図る。
- ④ 市広報誌のトピックス部分を音声認識ソフトで対応できるよう取り組む。

IV 地域間交流の促進

本市の恵まれた自然環境を生かした体験メニューの拡充を図り、山間部や都市部に住む方々との交流を深め、移住・定住の促進を図る。

〔主要施策〕

- ① 教育旅行の受入による地域間交流を促進する。
- ② 都市住民等を対象に、地域資源を生かした体験型観光による交流を促進する。

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 交通通信体系の整備, 情報化及び地域間交流の促進	(1) 市町村道路	琴平浜中央線 (都市再生整備計画事業)	阿久根市	
		琴平南通り線 (都市再生整備計画事業)	阿久根市	
		浜中央線 (都市再生整備計画事業)	阿久根市	
		3-6-2阿久根港本 通り線 (都市再生整備計画事業)	阿久根市	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		3-4-7港瀉線 (都市再生整備計 画事業)	阿久根市	
		鶴見線 (都市再生整備計 画事業)	阿久根市	
		本町河畔線 (都市再生整備計 画事業)	阿久根市	
		大丸北線 (都市再生整備計 画事業)	阿久根市	
		赤剥線 道路新設舗装	阿久根市	
		中央線(大川)道路 改良舗装	阿久根市	
		尾城線 道路改良舗装 L=660m W=5.0m	阿久根市	
		槇之浦深田線 道路改良舗装 L=360m W=5.0m	阿久根市	
		折口大辺志線 道路改良舗装 L=1,390m W=5.0m	阿久根市	
		不動下線 道路新設改良舗装 L=1,200m W=5.0m	阿久根市	
		榕線 道路改良舗装 L=440m W=9.75m	阿久根市	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	橋りょう	大田赤瀬川線 道路改良舗装 L=850m W=5.0m	阿久根市	
		妙法線 道路新設改良舗装 L=170m W=5.0m	阿久根市	
		舗装改修	阿久根市	
		橋りょう長寿命化策 定計画	阿久根市	
		橋りょう改修	阿久根市	
	(2) 農道	農地整備事業(通 作・保全)(阿久根 第二地区)	鹿児島県	
	(5) 鉄道施設等 その他	肥薩おれんじ鉄道 経営安定化支援事 業	阿久根市	
	(6) 電気通信施設等情 報化のための施設 防災行政用無線設 備	防災行政無線デジ タル化移行事業	阿久根市	
	(11) 過疎地域自立促進 特別事業	乗合タクシー運行事 業	阿久根市	
		グループタクシー利 用促進事業	阿久根市	
		地域公共交通対策 事業	阿久根市	
	(12) その他	県道整備事業	鹿児島県	

第4章 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

I 水道施設の整備

平成26年度末現在、上水道は、市街地とその近隣区を給水区域とし、給水戸数6,642戸、給水人口14,287人となっており、また、簡易水道は、周辺の集落を給水区域とし、給水戸数3,444戸、給水人口7,179人で、4簡易水道となっている。その他山間部の共同水道や自家水使用となっており、給水人口割合では、上水道が65.8%、簡易水道が33.1%、その他が1.1%となっている。

安全で良質な水に対するニーズが高まる中、生活に欠かせない水の安定供給がますます重要となる一方で、近年、人口減少と節水型社会の普及による需要の減少から有収水量は減少傾向にあるが、今後も需要を満たす水源の確保はもとより、限りある水資源の有効利用を図り、水質保全、各種施設の整備等併せて合理的な運営に努める必要がある。

また、簡易水道は、平成16年から行政が直接運営し、事業を統合してきているが、さらなる経営の安定化、効率化を図る必要がある。

共同水道については、人口の少ない地区の中にあり、その施設の老朽化と集落の人口減少とともに高齢化が進んでいることから、水質の安全性、維持管理及び運営に支障を来している。

II 下水処理施設の整備

本市の生活排水処理対策としては、阿久根市生活排水処理基本計画(第5次改正)に基づき、合併処理浄化槽の設置を推進しており、平成26年度末までに2,614基が整備され、公共用水域の水質保全が図られている。

公共用水域における水質検査においては、特に異常はないものの、平成26年度末における汚水処理人口普及率45.05%、処理人口9,960人の進捗よくにとどまっている状況である。

公共下水道は面的な整備ができ、計画的な汚水処理が可能であるが、本市の地形的な条件や財政状況などから整備は困難な状況である。そこで、家庭や施設ごとに設置でき、公共下水道と同等の能力を有する合併処理浄化槽の整備を図っているところであるが、年度ごとの整備基数は減少傾向にあるものの、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を含め、今後の整備をいかに推進するかが課題となっている。

都市下水路の整備は、市街地における雨水等による住宅への浸水被害防止策と公共下水道が敷設されていないことによる環境悪化の改善を図ることを目指し、12地区33箇所の計画及び整備を実施してきた。このうち整備地区の幹線部分等は整備されたが、住宅地の中を流れる支線等は依然として未整備の状況であり、排水路沿線の生活環境改善を図るため早急な整備が必要である。

表3-2 年度別し尿・浄化槽汚泥処理量 (単位:kl)

	H22	H23	H24	H25	H26
し尿	6,233	6,104	6,072	6,388	5,923
浄化槽汚泥	10,711	10,953	10,961	9,784	9,882
計	16,944	17,057	17,033	16,172	15,805

Ⅲ 一般廃棄物処理対策

し尿・ごみ処理については、一般廃棄物処理実施計画に基づき、出水地区2市1町で構成する北薩広域行政事務組合で共同処理されている。し尿及び浄化槽汚泥については市内の3許可業者で収集運搬を行い、衛生センターに搬入、処理されている。平成22年度から平成26年度までの5年間の平均処理量は、し尿が約6,100kl、浄化槽汚泥が約10,500klであり、汚泥濃縮車両が導入されたことや人口減などにより最近は減少傾向となっている。

家庭系一般廃棄物については可燃ごみを週2回、プラスチック製容器包装及び紙類については週1回、不燃ごみ及び空き缶は月2回、ごみステーションに排出されたものを、また、びん類、ペットボトル及びトレイについては、市が委嘱する環境美化推進員の立会指導の下、月2回リサイクルステーションに排出されたものを市が委託する4業者により収集運搬して、環境センター等に搬入している。また、事業所系一般廃棄物については、事業所自らが市の許可業者に委託することにより処理している。

平成26年度におけるごみ排出量(表3-3)は、資源ごみを含め、家庭系及び事業所系を合わせて7,292tで、平成25年度実績と比較して569t減少しているものの、家庭系、事業所系ともにさらなるごみの減量化が必要である。

生ごみ堆肥化処理モデル事業として、平成26年10月から市内6集落を対象に実施し、平成27年度からは新たに14集落を加え、現在20集落で実施している。対象集落に対し、積極的にこの事業の趣旨を啓発し、生ごみの排出量を増やす必要がある。

北薩広域行政事務組合の現在の焼却施設は、稼働期限が迫っていることから、新焼却処理施設について早急に完成することが求められている。

表3-3 年度別ごみ処理量 (単位:t)

		H22	H23	H24	H25	H26
	可燃ごみ	3,825	3,790	3,889	3,871	3,734
	不燃ごみ	249	251	253	253	239
	資源ごみ	828	759	710	715	642
	家庭系小計	4,902	4,800	4,852	4,839	4,615
	可燃ごみ	3,088	3,062	2,760	2,972	2,648
	不燃ごみ	125	133	90	50	29
	事業系小計	3,213	3,195	2,850	3,022	2,677
	合計	8,115	7,995	7,702	7,861	7,292

IV 消防・防災

本市の消防体制は、消防署の常備消防と消防団の非常備消防のほか、5地区において自主的な自衛消防隊を組織して、火災や各種災害に対処して市民の安全・安心を確保するため活動している。

近年、火災発生件数は、全国的にやや減少傾向にある。これは、人口減少が一つの要因と言われているが、少子高齢化や核家族化が進行する中で、高齢者の独り暮らしや高齢者夫婦の世帯は増加の一途であり、さらに、危険物施設の様態の変化など、その対応についても複雑多岐にわたっている。

このような現状の中、火災から自身や家族の大切な生命、財産を守るためには、まず、家庭における防火知識の習得と地域全体での防災意識の高揚を図る必要がある。万が一災害が発生した場合は、迅速かつ確実に対応できる常備消防と非常備消防の消防・救急体制の確立を図る必要がある。また、その備えとして消防機器の更新や防火水槽の設置など消防力の強化を図る必要がある。

非常備消防は、会社等に勤務する消防団員の増加により、昼間に地元に残っている団員が少ない現状がある。さらに、少子高齢化と過疎化が進む中、団員数の減少により各種の災害出動に影響が出ることはないように、団員確保に努める必要がある。

救急業務については、近年の救急救命士の処置範囲拡大で、より高度化、専門化してきており、日々進歩する医療に対して、知識と技術を維持向上していく研修も必要不可欠である。また、適切な処置が出来る人員（救急隊）が到着するまでの間に、バイスタンダー（救急現場に居合わせた人）が救命のために心肺蘇生法等の応急手当を適切に行うことができるよう普通救命講習の受講促進を図ることは重要課題である。

防災については、地球温暖化の影響によるとみられる局地的な集中豪雨や台風の頻発などかつてない異常気象が発生している。これまでの予測を上回る現象に対して、監視を通じ、状況等の把握に努めながら適宜な対応を図る必要がある。また、市内には、多くの災害危険箇所があり、特に県が指定する土砂災害警戒区域も今後増えてくることから、住民へ周知するとともに人的被害防止を図るための対応が求められている。

住民への情報伝達手段としては、防災行政無線の戸別受信機を各区の有線放送又は無線放送と接続しており、市からの放送が直接住民へ届くようになっている。今後も引き続き適時、適正な運用を図る必要がある。

また、自主防災組織においては、区長を中心として、災害時の避難、市との連絡、訓練などの活動が行われている。このような自主防災組織の活動は、防災力の向上のため必要不可欠であるが、未組織の区もあることから、引き続きその組織化を図る必要がある。

V 住宅の整備

現在市営住宅は31団地の内、中央地区が15団地、北地区（脇本・折口）が8団地、東地区（鶴川内）4団地、南地区（西目・大川）4団地あり、管理戸数は市営525戸、一般住宅8戸合計533戸となっている。

昭和27年から昭和40年代に建設された住宅が全体の半数近くを占め、その多くが木造であり、老朽化が進み修繕費等の経費が増大している。また、立地条件も急傾斜地危険区域内にある住宅が存在するなど、多くが丘陵地、高低差がある敷地が分散しているなどと良い立地条件とは言えない。

環境面においても住宅からの生活排水問題等環境汚染が心配されているほか、多くの住宅が汲み取り式のトイレなど生活環境の改善が必要である。

また、現在の住宅政策においては少子高齢化の急激な進行や人口・世帯の減少など社会状況の変化が著しく、加えて従来の建替え推進から既存公営住宅の長寿命化・有効活用へと転換するなど公営住宅改善の手法が変化してきている。

(2) その対策

I 水道施設の整備

水資源は、限られた貴重な資源であることを認識してもらうため、節水の啓発に取り組みとともに、安全で安定した水の供給が図られるよう、水質保全、水源確保に努める。

上水道においては、施設の老朽化における事故及び更新履歴の把握を行い、重要度、優先度を踏まえた更新整備を行い、維持管理を含めた施設全体のライフサイクルコストの減少に努める。

また、簡易水道の経営の安定化、効率化を図り、老朽化した施設を更新整備し生活用水の安定供給に努めるとともに、簡易水道区域の見直しを行い、水道未普及地の解消に努める。

共同水道は、共同水道組合で管理運営しているものを、地区民が安心して給水できるように、水道の管理について市直営への移管を推進する。

〔主要施策〕

- ① 上水道は、阿久根市上水道第6次拡張事業を終え、水源地を主とした施設の整備は図られたものの、今後は阿久根市新水道ビジョン（仮称）を策定し、計画に沿った施設整備を行い、水質の保全、安定した水の供給に努める。
- ② 簡易水道は、黒之瀬戸簡易水道事業及び中部地区簡易水道事業の老朽管の更新事業を進めることで、市内全域の主な老朽施設の改善を図る。
- ③ 施設整備においては、計画的な整備を推進し、長期的展望に立った企業経営と合理的な管理運営に努める。
- ④ 共同水道の管理運営について、市直営への移管を推進する。

II 下水処理施設の整備

生活排水を適正に処理できる合併処理浄化槽の設置への補助を引き続き実施するとともに、単独処理浄化槽を撤去して合併処理浄化槽を設置する場合に補助基準額に上乗せを行うことで合併処理浄化槽への転換を推進する。

「快水浴場百選」の海水浴場やウミガメが産卵にやってくる美しい砂浜など、身近にある貴重な自然環境を守るため、生活排水処理に対する合併処理浄化槽の有効性の周知等により生活排水対策への意識向上を図る。

住宅地等への浸水被害の発生を未然に防止するため、都市下水路の整備を計画的に実施し生活環境の改善を図る。

〔主要施策〕

- ① 合併処理浄化槽の設置助成を継続し、制度の啓発を推進する。
- ② 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進する。
- ③ 合併処理浄化槽の必要性や本市の豊かな自然環境の周知を通して生活排水対策等への住民の意識向上を図る。
- ④ 住宅地等への浸水被害を未然に防ぎ、住みよい生活環境づくりを行うため、計画的な都市下水路の整備を推進し、市街地の排水対策に努める。

III 一般廃棄物処理対策

家庭系一般廃棄物については、衛生自治会と十分に連携を取り、現状の分別収集体制を維持・改良し、市民自らの行動によるごみの減量化への取組が実践される環境づくりを推進する。また、事業所ごみについては、分別体制等を確立して、さらなるごみ減量化を図る。

〔主要施策〕

- ① 一般廃棄物の処理については、円滑、適正に処理できる体制を維持し、廃棄物の適正処理化を推進する。また、廃棄物の不法投棄を未然に防止するため、不法投棄をしない・させない環境づくりに努める。
- ② ごみの減量化を進めるため、分別・リサイクルをより効率的、経済的に運営できる体制づくりに努めるとともに、事業所における分別・リサイクルをさらに促進する。
- ③ 市民のリサイクルに対する意識を向上させるため、広報・啓発活動を行い、市民自らが行う減量化・リサイクル活動を支援する。
- ④ 生ごみ堆肥化処理モデル事業については、現在実施している集落内の普及啓発に努めるとともに、未実施地域についても、今後ダンボールコンポストの普及を含め実施に向けての取組を推進する。

IV 消防・防災

消防については、市民に対する火災予防思想の啓発活動を積極的に推進し、高齢化

など社会構造の変化、危険物様態の変化などに対応した消防体制の充実と消防力の強化を図る。また、非常備消防については、消防団員の確保及び指導育成に努め、消防施設や消防機器の充実により地域の防災体制の拠点としての機能充実に努める。

救急業務については、救急業務の高度化、専門化を図るため、知識と技術を維持進歩していく研修とメディカルコントロール体制の充実、応急手当の普及を推進するなど救命効果の向上に努める。

また、防災行政無線等による正確かつ迅速な防災情報の提供を行い、災害防止に努めるとともに、災害危険箇所の点検・周知徹底を図る。

〔主要施策〕

- ① 消防職員及び消防団員の研修、訓練等の充実に努め、技術水準の向上を図るとともに団員の確保に努める。
- ② 複雑多様化する火災及び災害に、迅速かつ確実に対応できるように消防資機材の更新と施設の整備を行い、消防力の強化を図る。
- ③ 消防センターの施設整備により、地域の防災体制の拠点としての機能充実と消防団活動の活性化を図る。
- ④ 防火水槽は、地域バランスを考慮し耐震性貯水槽を年次的に設置し、改修の必要な防火水槽は計画的に整備し、防火体制の充実に努める。
- ⑤ 救急救命士が高度な救急処置を実施するために、病院や研修所等での再研修を行い、救命率と傷病者の社会復帰率の向上を図る。
- ⑥ メディカルコントロール協議会を開催し、救急業務の高度化を図る。
- ⑦ 救急自動車到着前のバイスタンダー（救急現場に居合わせた人）による応急手当の普及啓発のため、普通救命講習及び応急手当の講習を実施する。
- ⑧ 防災行政無線等による正確かつ迅速な防災情報の提供を行い、災害防止を図る。
- ⑨ 区長等自主防災組織のリーダーに対する研修等を行い、自主防災組織の未組織地区に対しては組織化を、既に結成された地区に対しては活動強化を図るとともに、定期的な防災訓練を実施する。
- ⑩ 土砂災害の危険性の高い地域や、危険箇所の把握、点検を実施し、治山事業、急傾斜地の崩壊防止事業を推進し、土砂災害の未然防止に努めるとともに、河川の氾濫など治水対策を進める。

V 住宅の整備

公営住宅の現状について、その状況を正確に分析し、今後建替えを行うのか、改修等により既存住宅の有効利用を図るのかの方針を公営住宅長寿命化計画に基づき決定する。

建替え等による住宅については、近年の住宅のニーズを踏まえるとともに、子育て世代及び高齢化社会への対応など、良質で安全な住宅提供に努める。

改修等が必要な住宅については、住環境に充分配慮し生活環境の改善を図る。また、

すでに老朽化した住宅は、その廃止、除去処分の検討を行う。

〔主要施策〕

- ① 市営住宅の建替えや修繕・改善については、公営住宅長寿命化計画に基づき推進する。
- ② 公営住宅長寿命化計画に基づき、最近の住宅ニーズに合うように子育て世代の住宅はトイレなどの改善を行う。
- ③ 寺山住宅の未着手箇所6・7号棟の建設を推進する。
- ④ 民間木造住宅の耐震事業を推進し、大規模地震による倒壊を防止する。
- ⑤ がけ地近接等危険住宅移転事業を推進し、危険住宅の移転を促進する。
- ⑥ 本市への定住を促進し地域経済の活性化を図るとともに、地域コミュニティ機能の強化を図るため、移住定住促進事業などを推進する。

1 事業計画(平成28年度～32年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 生活環境の 整備	(1) 水道施設 上水道	配水管布設替事業	阿久根市	
		老朽管布設替事業	阿久根市	
	簡易水道	黒之瀬戸簡易水道事業	阿久根市	
		中部地区簡易水道事業	阿久根市	
	(2) 下水処理施設 その他	都市下水路等整備事業	阿久根市	
		小型合併処理浄化槽 設置整備事業	阿久根市	
		(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設	塵芥処理施設 負担金	北薩広域行政事務組合
	リサイクルセン ター負担金		北薩広域行政事務組合	
	し尿処理施設		し尿処理施設 負担金	北薩広域行政事務組合

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(5) 消防施設	救急車両の更新	阿久根地区 消防組合	
		消防積載車整備事業	阿久根市	
		消防センター整備事業	阿久根市	
		耐震性貯水槽整備事業	阿久根市	
	(6) 公営住宅	水槽付消防ポンプ自動車の車両更新(空順2号車)	阿久根地区 消防組合	
		公営住宅等整備事業 (寺山団地及び鶴川内住宅)	阿久根市	
		市営住宅屋根防水・外壁改修・浄化槽等設置工事・建設事業	阿久根市	
		木造住宅耐震事業	阿久根市	
		がけ地近接等危険住宅移転事業	阿久根市	
	(7) 過疎地域自立促進特別事業	移住定住促進対策補助事業	阿久根市	
		木造住宅建築補助事業	阿久根市	
		地域支え合い定住支援事業	阿久根市	
	(8) その他	家庭系生ごみ等収集運搬業務委託	阿久根市	
		資源ごみ収集運搬業務委託	阿久根市	
		生ごみ堆肥化業務	阿久根市	
		海岸漂着物対策推進事業	阿久根市	

第5章 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

I 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進

本市の高齢化率は、平成27年4月1日現在で37.45%となっており、市民の3人に1人以上が65歳以上の高齢者という状況である。この傾向は今後も続くものと予想される。また、高齢化の進行に併せて、独居高齢者や老老介護世帯の増加も著しく、平成21年9月末独居高齢者数は2,235人であるが、平成26年同月末は2,545人となっている。

また、団塊の世代が75歳以上となる2025年(平成37年)までに、高齢化が一層進行し、認知症高齢者や独居高齢者、高齢者のみの世帯の更なる増加が見込まれる。

そのため、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生きがいを持って自立した日常生活を送れるよう、「医療」「介護」「介護予防」「住まい」及び「生活支援」を一体的に提供するための地域包括ケア体制の構築が大きな課題である。

II 児童の保健及び福祉の向上及び増進

近年の急速な少子化は、家庭や地域の子育て機能の低下をはじめ、経済の活力にも影響を及ぼすことが懸念されている。子どもや家庭を取り巻く環境は、就労形態の多様化や核家族化の進行、地域の連帯意識の希薄化などにより、大きく変化し、子育てに対し孤立感や負担感を持つ人が増加している。

本市では、平成22年度から保育料をそれまでの半額程度に減額し、また平成23年度からは、医療費の助成対象を中学生までに拡大するなど経済的負担の軽減に取り組んできた。

平成27年度から施行された「子ども・子育て支援新制度」においては、質の高い幼児期の教育・保育の提供体制が求められており、現在、公立保育所1園、私立保育所5園、認定子ども園2園が設置されている。平成27年4月1日現在の未就学児童数855人に対し、各施設の利用状況は合計641人(保育所473人、認定子ども園164人、企業内保育所4人)で施設利用率は約75%である。

待機児童はなく受入れは整った状態であるが、少子化に反比例して、保育所への入所希望者は年々増加しており、今後は保護者の就労形態の多様化や核家族化に対応した休日保育や病児保育などの特別保育サービスの充実が求められている。

また、暴力やネグレクトなどの虐待により社会的擁護を必要とする子どもが増加し、その背景もひとり親家庭の増加や経済的困窮など多様化している。育児不安の軽減を図り、子育てしやすい環境・地域づくりを推進するため、民生委員等の地域組織と連携する必要がある。乳幼児健診の受診率が年齢を追うごとに低くなっている状況を鑑み、保健師による訪問指導や保育園・幼稚園・子育て支援センター等関係機関との連携を強化していく必要がある。

さらに、学校生活に順応できなくなり不登校や引きこもりになる児童生徒もいることから思春期の児童生徒への相談支援体制の強化も必要である。

Ⅲ その他の保健及び福祉の向上及び増進

障害者手帳所持者数は増加傾向にあったが、高齢化率の増加に伴い、近年減少傾向に転じてきた。その要因には、高齢化特有の障がいや、脳血管疾患、心臓機能疾患など生活習慣病に起因し、障がいを持つに至っても、65歳以上になると介護保険の適用が優先され、障がい者の福祉サービスが受けられないなど、障害者手帳を所持する利点がないとの理由で減少してきていると思われる。今後は、生活習慣病の若年化などから、障害者手帳所持者の増加が懸念されている。

障がいのある人は、年齢や障がいの程度、生活状況がさまざま、生活の場面で多種多様なニーズを持っており、個々のニーズに基づいた生活支援の充実が求められている。

また、障がい者福祉施策においては、平成25年4月に障害者自立支援法が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）として改正され、難病等の患者も障害福祉サービスの提供が受けられるようになった。

高齢者や障がい者が社会参加するためには道路や駅、建物等の生活環境面での障壁を取り除くことや地域や社会での交流の機会を増やすことが必要である。その一方で、障がいのある人への偏見もまだ存在していることから、あらゆる機会を通じてノーマライゼーションの理念の普及啓発に努める必要がある。

児童については、障がいを早期に発見し、関係機関との連携により早期療育につなげることが重要である。

(2) その対策

I 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進

高齢者が住み慣れた地域や環境の中で、自立した生活が維持できるように環境整備を推進する。そのために、生活支援のサービス提供を行うとともに高齢者に対する保健活動による生活習慣病の予防や転倒予防、認知症予防などの介護予防に努める。

介護保険については、必要な高齢者が必要なサービスを確実に受けられるように情報提供や相談体制の充実を図り、多様な介護サービス事業者の育成を図る。

介護サービス以外にも日常のさまざまな場面における在宅福祉サービスの充実、地域福祉の体制づくり等、きめ細やかな生活支援が必要であり各種在宅福祉サービスの充実に努める。

また、生きがい活動を通じて、健康的で長生きできる高齢社会に対応する住環境の整備を図るとともに、地域支援体制の構築とその確立を図り、生活に生きがいを感じながら精神的なゆとりをもった高齢社会となるような施策を展開していく。

〔主要施策〕

- ① 高齢者が要介護・要支援状態にならないよう、地域における高齢者の自主組織の活動等と連携して介護予防の普及啓発に努める。
- ② 介護サービスが必要となったときに、自分自身に適した介護サービスを自ら選択、決定し、利用できるよう、介護保険制度の周知を図るとともに必要な情報提供に努める。また、公平な負担のもと、質の高い介護サービスが受けられるよう事業所職員の研修等への案内にも努める。

- ③ 地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス提供施設の充実を図る。また、福祉施設については、「入所者が、その尊厳を損なうことなく、健康的で安らかに長寿を全うする。」とした施設本来の目的が円滑に推進され、機能や日常業務の点検・改善等を行いながらサービス向上に努める業務体制が構築されるよう支援を行う。
- ④ 高齢者が住み慣れた地域で生き生きと生活できるよう介護予防事業や「食」の自立支援事業等の生活支援事業など在宅福祉サービスの充実を図る。
- ⑤ 高齢者が健康で生きがいをもって暮らせるような健康づくりや趣味の活動、スポーツ・レクリエーション活動、さらには奉仕活動等を老人クラブや高齢者学級等で推進し、そのための支援を行う。
また、高齢者の持てる能力と社会参加を促進し、地域の活性化に大きな効果のあるシルバー人材センターについては、会員の就労の喜びと生きがい感がさらに増幅されるよう積極的な支援を行う。
- ⑥ 地域福祉ネットワーク組織については、地域の特性と自主性を重んじながら在宅福祉アドバイザー等と協働して支援体制の強化に努める。

II 児童の保健及び福祉の向上及び増進

安心して子どもを生み育てることのできるよう、妊娠、出産、育児に係る切れ目のない一貫した支援体制を確立するとともに、教育・保育に係る費用や医療等の経済的負担の軽減を図っていく。行政、家庭、地域社会、企業・職場等が連携し地域で子育てを担う気運づくりや子育ての喜びを分かち合うことのできる環境づくりを推進する。

〔主要施策〕

- ① 安心して出産・育児ができるよう、子育て家庭が必要とする情報の提供に努める。
- ② 保護者が安心して子育てができるよう、教育・保育施設の充実を図るとともに、就労中の保護者が求める多様なニーズに対応した保育サービスの充実に努める。また、小学生が放課後等に安全に過ごせるよう、児童クラブの運営を行う。
- ③ 子育ての負担感を解消するため、保育料の軽減や、医療費の助成などの経済的な支援を行う。また、ひとり親家庭を対象に就業を目的とした資格取得などの支援を行う。
- ④ 福祉、医療、教育、警察など関係機関と連携し、児童虐待の早期発見と迅速・的確な対応及びアフターケア体制の充実を図る。また、不登校や引きこもりの児童生徒への相談支援体制の充実を図る。
- ⑤ 妊娠・出産時の適切な指導等により妊婦健診や乳幼児健診、予防接種を実施し、感染症予防に努める。また、出水地区内の産科医院の減少及び産後に頼る人のいない母親の増加等の課題に対しては、広域的な助産師の活用による産後ケア等の支援を検討し、育児不安の解消を図る。

Ⅲ その他の保健及び福祉の向上及び増進

障がいの発生を未然に防ぐために、今まで以上に生活習慣の改善に向けた指導，普及等に取り組み，市民自らが主体的に健康づくりを実践できる体制づくりを推進する。

また，障がいのある人一人ひとりのライフステージに対応した，地域生活支援体制の充実に努めるとともに，差別や偏見をなくすために，市民の理解を深め地域社会でお互い支え合う意識の高揚に努める。

乳幼児期からの障がいの早期発見と早期療育につなげる取組を進める。

〔主要施策〕

- ① 障がいの発生や要介護状態にならないよう，生活習慣の改善などを目的とした保健活動を行う一次予防や健診などによる早期発見，早期治療といった二次予防を積極的に推進する。
- ② 健康意識を高め，市民自らが主体的に健康づくりを実践できる体制づくりに努める。
- ③ 乳幼児については，健診や発達相談による障がいの早期発見に努め，関係機関との連携により早期療育につなげる。
- ④ 障がいのある人への差別や偏見をなくすため，ノーマライゼーション理念の啓発に努め，交流や人権教育の充実を図る。
- ⑤ 障がいのある人の自立を支援するために，個々のニーズに基づいた地域生活支援事業等の利用しやすい形での提供に努める。
- ⑥ 高齢者や障がいのある人，乳幼児の保護者など全ての人に優しい社会を実現するため，公共施設をはじめとしたバリアフリー化を進める。
- ⑦ 年齢や性別，その置かれている生活環境などにかかわらず，身近な地域において，誰もが安心して生活を維持できるよう，地域住民相互の支え合いによる共助の取組の活性化を図りつつ，生活困窮者を始め，支援が必要な人と地域とのつながりを確保するとともに，地域全体で支える基盤を構築する。

1 事業計画(平成28年度～32年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 高齢者等の 保健及び福祉の 向上及び増進	(1) 高齢者福祉施設 老人ホーム	老人保護措置事業	阿久根市	
	(8) 過疎地域自立促進特別事業	「食」の自立支援事業	阿久根市	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(9) その他	緊急通報システム 運営事業	阿久根市	
		生活支援移送サー ビス事業	阿久根市	
		生きがい対応型デイ サービス事業	阿久根市	
		生活支援型ホーム ヘルプサービス事業	阿久根市	
		生活指導型ショート ステイ事業	阿久根市	
		高齢者労働能力 活用事業	阿久根市	
		高齢者はり・きゅう施 術料助成事業	阿久根市	
		長寿祝金支給事業	阿久根市	
		高齢者介護手当支 給事業	阿久根市	
		老人クラブ助成事業	阿久根市	
		在宅高齢者福祉ア ドバイザー事業	阿久根市	
		高齢者元気度アッ プ・ポイント事業	阿久根市	
		高齢者元気度アッ プ地域包括ケア推 進事業	阿久根市	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		出生祝い商品券支給事業	阿久根市	
		子ども医療費助成事業	阿久根市	
		生活困窮者自立支援事業	阿久根市	
		共助の基盤づくり事業	阿久根市	
		母子保健事業	阿久根市	
		健康増進事業	阿久根市	
		がん検診事業	阿久根市	

第6章 医療の確保

(1) 現況と問題点

I 保健・医療体制の充実

高齢化の進行や医療ニーズの高度化・多様化等を背景として、研修医の都市部集中など、医療従事者の地域的偏在と診療科の偏在が生じている。厳しい地方財政を背景に公立病院の経営破綻や診療科の縮小なども各地で相次いでおり、へき地診療所に医師を派遣すべき拠点病院においてさえ、医師の確保や病院の運営が困難な状況にあるなど、地域医療は深刻な局面を迎えている。

出水地区内における夜間一次救急医療体制については、さらなる充実を図り、医師不足により依然として生じている勤務医や開業医の夜間診療における疲弊の問題を解消する必要がある。

また、安心して妊娠・出産できるために、産科医療の充実が必要であるが、本市は分娩を扱う医療機関がないため、市外の産科を受診せざるを得ない状況である。また、出水地区内に分娩を扱う産科は2か所であり、医師の負担も大きく、近い将来には医師不在の状況が訪れることが危惧される。

さらに、本市のへき地診療所である大川診療所は、特に交通手段を持たない高齢者を中心に利用され、高齢化が進む大川地区においては、重要な施設である。しかしながら、診療時間が短く変則的であるために、患者数が伸び悩み、経営方法の検討が必要である。

今日、住民の健康に対する意識は高まってきているものの、生活習慣病は年々増加しており、疾病の予防、早期発見のために健診や各種がん検診、健康教育、健康相談等を実施しながら保健事業をさらに積極的に推進する必要がある。

緊急搬送については、特に重篤な患者のうち一刻も早い治療が望まれる患者を鹿児島県ドクターヘリ運航事業における救急車搬送に関する相互応援協定に基づき鹿児島市への搬送を行っており、今後もさらなる体制整備が必要である。

(2) その対策

I 保健・医療体制の充実

各種健診、健康教育、健康相談、訪問指導等を通じて市民が主体的に行う健康づくりを支援し、市民の生涯にわたる健康増進に努めるとともに、市民が安心して必要な医療が受けられる体制づくりを促進する。また、地域医療を守るためにも、救急医療体制への支援や協力体制の充実を図る。

〔主要施策〕

- ① 休日・夜間における重症救急患者の診療を行う医療体制の確保や休日の診療を行う在宅当番医制事業に対する支援等に努め、市民が安心して必要な医療が受けられる体制づくりの充実を図る。
- ② 産科医師の確保はもとより、開業助産師の協力も必要になってくることから、広域

的な対応として、出水地区全体で考えていく体制づくりに取り組む。

- ③ 大川診療所を地域医療としての機能充実を目指すとともに、災害時の緊急医療や地域福祉の拠点としての機能を充実させる。また、常駐の医師の確保を目指すとともに公設民営化への運営体制の具現化を検討する。
- ④ 生活習慣病の早期発見，早期治療のための保健指導の充実，生活改善による予防対策を推進するとともに，健康教育，健康相談等を充実し，市民の健康の維持増進に向けた推進体制の整備に努める。
- ⑤ 緊急搬送について，関係機関との連携を図り，ドクターヘリのヘリポートの適正な維持管理を行う。

1 事業計画(平成28年度～32年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 医療の確保	(3) 過疎地域自立促進特別事業	夜間一次救急診療所運営事業	出水郡医師会	
	(4) その他	病院群輪番制病院事業	出水郡医師会	
		在宅当番医制事業	出水郡医師会	

第7章 教育の振興

(1) 現況と問題点

I 学校教育

学校教育においては、時代を超えて変わらない価値あるものや「生きる力」の基礎となる確かな学力を身に付けさせる必要がある。さらに、国際化・高度情報化社会の進展の中で、外国語（英語）教育の充実や情報教育など、児童生徒に社会情勢の変化に対応できる確かな能力を身に付けさせることが求められている。それらを踏まえ、本市の各小・中学校においては、豊かな心と健やかな体で、確かな学力を身に付け、主体的に考え行動できる「阿久根っ子」を目指している。

特に学力に関しては、今日的課題を受け、知識・技能はもとより、それらを活用したり、学ぶ意欲や、自ら学び主体的に判断したりし、より良く問題を解決する資質や能力などを確実に児童生徒に身に付けさせることが重要である。そのために、徹底して繰り返すべきは繰り返しつつ、一人ひとりの個性に応じたきめ細かな指導など、指導方法の改善に努めることが重要である。さらに、特別な支援を必要とする児童生徒のニーズに応じた指導体制等、特別支援教育の充実も大切である。

また、地域に信頼される学校づくりのためには、「地域・家庭・学校」が三位一体となりより強固なものとなるように、それぞれが担うべきことをお互いに理解し合うことが大切である。

そして、家庭・地域の教育力の向上のためには、少子化や核家族化、共働き世帯の増大などにより、基本的な生活習慣や善悪の判断を身に付けさせるなどの家庭・地域の教育力が低下している現状があることから、教育の原点である家庭・地域の教育環境を整える必要がある。

本市の児童生徒数は年々減少している。中でも、特に小規模校の減少率が高く、複式学級が増加するなど教育上の諸課題が顕在化していることから、一定の学校規模の確保についての検討が必要である。

本市の学校施設の耐震化率は100%を達成しているが、建築年度が古く老朽化した校舎等が残されている。このため、施設改修を必要とする箇所が多くなってきていることから、今後は、学校規模適正化との整合性を図りながら、建物の長寿命化の対策など計画的な改修を進め、児童生徒の安全性の確保と教育環境の改善を図る必要がある。

また、情報化社会に対応したICT環境の充実、社会状況の変化や多様な学習活動に対応した教材の整備などを計画的に行い、児童生徒の学習環境の充実を図る必要がある。

本市では、経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者には就学支援を行っており、援助を受ける保護者は増える傾向にある。このような援助を含め、児童生徒が安心して学校に通えるような支援は継続する必要がある。

学校給食は、学校給食センターで完全給食を実施し、児童生徒の体力の向上や健康増進に努めているが、今後も衛生管理を徹底し、安全でおいしい給食の供給に努める必要がある。

II 生涯学習の推進

心豊かで充実した生活を送るためには、一人ひとりが主体的に学習することの重要性

を認識し、積極的に学習に取り組んでいくことが求められている。さらに、住民が互いに学びあい、個性ある住みよい地域社会を構築していくためには、学びあえる場の充実と学びあえる集団の育成を推進し、自主的な学習活動への積極的な支援が求められている。

現在、中央公民館をはじめ脇本、大川の地区公民館が生涯学習の拠点施設として活用されているほか、公民館類似施設として各集会施設も活用されている。今後は老朽化した各公民館等の施設の改修を図り、市民の学習、交流、スポーツ、レクリエーション活動等の気運をさらに高めることが必要となる。また、地域活動を促進し、多様化する市民の学習ニーズに対応するため、地域ボランティアや地域リーダーを育成し、特色を生かした公民館活動を展開する必要がある。

生涯学習の実現には、そのきっかけづくりとなる講座の開設などが欠かせない。しかし、各講座では、年齢層が高い方や女性に偏る傾向にあり、また、受講者の固定化も見受けられる。今後、市民の学習ニーズを把握しながら学習意欲を高めるような魅力的な講座の開設が必要である。

既存の社会教育団体においては、会員の減少やリーダー不足による組織機能の低下が生じており、その解消と組織力の強化に努める必要がある。また、社会教育団体の活動の充実を図るため、各種研修会への出席、団体同士の情報交換の場を設定し、広範囲なネットワークを構築していくことが必要である。

図書館の充実については、指定管理者制度の導入を行い、窓口サービス・利便性の向上、蔵書内容の充実、住民への貸出し促進を図ってきた。今後は市民がいつでも、気軽に安心して利用できる施設の建設を推進する必要がある。

Ⅲ 市民スポーツの推進

近年、スポーツに対する考え方も大きく変化し、競技スポーツにとどまらず、日頃の健康維持とリフレッシュのために、豊かなスポーツライフを楽しみたいという人が増えてきている。

本市では、総合運動公園の施設を中心に各種スポーツが盛んに行われており、様々な大会も開催されている。また、高齢者が気軽に楽しめるグラウンド・ゴルフなども校区や地区等で盛んに行われている。

健康的で豊かな生活のためには、日常的、主体的にスポーツやレクリエーションを楽しめる機会の提供や市民意識の啓発のための情報提供の充実が求められている。

競技スポーツにおいては、社会体育団体と連携して各種団体や指導者の育成、一流の競技者に触れる機会の創出が必要である。

スポーツ少年団においては、急激な少子化に伴い団員の確保が年々難しくなっており、存続・維持についても苦慮している状況である。

また、海に面した本市の特性を生かした、海洋性スポーツの振興を図る必要がある。さらに、スポーツイベント等においては、施設の整備充実と施設活用も含めた効果的な実施が望まれている。

(2) その対策

I 学校教育

「学校・家庭・地域」が三位一体となり地域に開かれた信頼される学校づくりを通し、確かな学力を身に付け、主体的に考え行動できる子ども、豊かな心と健やかな体をもった児童生徒の育成を図る。

このため、家庭や地域と連携した教育環境の向上を図り、本市の自然、歴史、文化や伝統を活用しながら、生涯にわたって自ら考え主体的に行動できる生きる力を培うなど、教育内容の充実に努める。

児童生徒にとって望ましい教育環境はどうあるべきかという視点に立ち、学校規模の適正化について検討を進めるなど少子化に対応した活力ある学校づくりを行う。また、老朽化した学校施設等について計画的な整備により安全で良好な教育環境の整備を行うとともに教育機器・教材の継続的な整備を進め学習環境の充実に努める。

さらに、経済的理由により修学や進学が困難な児童生徒に対する支援を行うとともに学校の統廃合により通学が困難な地域に居住する児童生徒に対し支援を行う。

〔主要施策〕

- ① 確かな学力を身に付け、主体的に考え行動できる子どもをはぐくむ教育を推進する。
- ② 道徳心を養い、豊かな心と健やかな体をはぐくむ教育を推進する。
- ③ 地域に開かれた信頼される学校経営を推進する。
- ④ 「学校・家庭・地域」が三位一体の学校づくりを推進する。
- ⑤ 学校規模の適正化について検討を行う。
- ⑥ 老朽化した校舎等の大規模改修を計画的に推進する。
- ⑦ 学校教育に必要な学校機器等の整備充実に努める。
- ⑧ 教育に係る経済的負担の軽減を図るために必要な支援を推進する。
- ⑨ 学校給食センターによる安全でおいしい給食の供給に努める。
- ⑩ 教職員の専門的知識や技術、幅広い教養、実践的な指導力の向上に努め、資質の向上を図る。

II 生涯学習の推進

市民が幅広く受講できる講座の開設に努めるとともに、受講者が主体的に行う自主講座への移行を支援する。また、社会教育関係団体との連携を図り、生涯学習の推進に努める。

各種社会教育団体の組織力の充実・強化のため、生涯学習指導者養成研修会への参加促進を図り、各リーダーの育成を進め、各団体の活性化を支援する。

生涯学習活動の拠点である地区公民館、図書館の施設設備の充実に努め、中でも中央公民館の早期建築を進める。

〔主要施策〕

- ① 市民のニーズに応じた生涯学習講座の開設のためのアンケートを実施するとともに、自主講座への移行を促進し、その支援体制を整備する。
- ② 各集落の公民館活動の充実のため、公民館整備補助事業を行う。
- ③ 地域活動の活性化を促進するため、地域ボランティアや地域のまとめ役となるリーダーの育成に努める。
- ④ 社会教育関係団体の組織の充実、リーダー育成のため生涯学習リーダー養成研修をはじめ、各種研修会への参加を促進する。
- ⑤ 中央公民館、図書館の利便性をさらに高めるため、いつでも、だれでも、安心して利用できる施設の新設に早急に努める。

Ⅲ 市民スポーツの推進

市民の生涯スポーツの実現のために、地域住民のだれもが、それぞれの年齢、体力、技術レベルに応じた活動ができ、スポーツに親しめる環境づくりを進める。社会体育団体等やスポーツ少年団の育成充実と併せて、スポーツ指導者の養成・確保を積極的に支援し、組織づくりと活動の充実に努め、各競技団体の選手の強化と各種大会への積極的な参加を呼びかけ、競技力向上に努める。

また、自然を活用した海洋性スポーツは心豊かな感性を養い、心身のリフレッシュが図られることから、その楽しさを広めるとともに、指導者育成と資質の向上を図る。さらにスポーツに親しめる環境の整備・充実を図るとともに、スポーツ器具の充実を進める。

〔主要施策〕

- ① 市民が年齢を問わず、誰でも気軽に参加できる市民参加型の「健康づくり」スポーツイベント「チャレンジデー」で、何らかの運動やスポーツレクリエーション等を行うことにより、運動を意識した活動で市民の健康増進を図る。
- ② 社会体育団体等と連携しスポーツクラブ・スポーツ団体の育成や体育協会をはじめとした各スポーツ協会・スポーツ少年団の活動を支援する。さらに地域、種目、団体の中心となる人材の育成に努める。
- ③ 競技力向上のために、競技団体との連携と強化に努め、選手強化に取り組む。また、各種スポーツ大会の充実に努める。
- ④ 海洋性スポーツの普及のため、その機会を提供し、指導者の育成に努める。
- ⑤ 老朽化した施設・設備を改良し、適正な維持管理を進めるとともに、市民がスポーツ・レクリエーションなどに利用しやすい環境づくりに努める。

1 事業計画(平成28年度～32年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	校舎等改修事業	阿久根市	
		校舎等維持補修事業	阿久根市	
	教職員住宅	教職員住宅維持管理事業	阿久根市	
		給食施設	給食センター施設等更新事業	阿久根市
	(3) 集会施設, 体育施設等 集会施設	阿久根市民交流センター整備事業	阿久根市	
	(4) 過疎地域自立促進特別事業	あくねボンタンロードレース大会	実行委員会	
		阿久根市長旗九州選抜高等学校駅伝競走大会	実行委員会	
		第75回国民体育大会及びリハーサル大会	阿久根市	
		チャレンジデーinあくね	実行委員会	
		通学バス運行事業(通学用タクシー・バス等運行事業)	阿久根市	
		学校教育支援事業(支援教員配置事業)	阿久根市	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(5) その他	生涯学習推進体制 の整備	阿久根市	
		ITC教育整備等事 業(パソコン更新等 事業)	阿久根市	
		阿久根市立図書館 及び郷土資料館運 営業務委託	阿久根市	
		学校給食業務委託	阿久根市	

第8章 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

心豊かな市民文化を育成するため、芸術文化活動の普及と向上に努め、文化の薫り高いまちづくりを推進している。現代は、物質的な豊かさに加えて精神的な面での豊かさを求め、生涯を通じて健康で生きがいのある人生を過ごしながら自己実現を図ることが求められている。

芸術文化活動においては、活動団体の構成員の高齢化や加入者の減少が年々進んできており団体自体も徐々に減少していることから、地域の中で文化活動を担う人材を育成するとともに、芸術文化愛好者の底辺を拡大することが課題である。また、あらゆる文化芸術活動の拠点となる市民会館は、老朽化が著しく施設の維持、管理が困難になってきているため、老朽化した市民会館を取り壊し、新たに市民交流センターの建設を行う。

市内の各地に点在する各種文化財については、保存し伝承に努めながら、文化財ガイドマップにより市民へ周知を図っている。しかしながら、個人所有の文化財においては、所有者の高齢化などにより管理状態に差があり、適切な保存と効果的な活用が図られていない状況にある。

各地で伝承されている郷土芸能については、将来に伝承していくよう活動助成を行っているが、人口減少や高齢化により後継者や指導者の確保が困難になっている。将来にわたって継承され、発展していくためにも後継者の育成が課題である。

(2) その対策

市民が優れた文化芸術に直接触れる機会の創出を図るとともに各地域で文化芸術活動を行っている団体の支援、助成を行い、市民の文化活動を促進し、底辺の拡大を図る。

市内各地に伝わる郷土芸能等については、地域が一体となって保存継承する意識を高め、学習資源としての取組や事業を行いながら郷土の貴重な財産を守っていくという郷土意識の向上を図る。

文化財については破損や滅失の防止に努めるとともに、年次的な計画に基づき整備を行い、歴史民俗資料等の保存活用に努める。

〔主要施策〕

- ① 市総合文化祭をはじめ、市民が優れた文化芸術に直接触れる機会をつくるため自主文化事業や芸術鑑賞事業の充実を図る。また、各芸術文化団体の活動の支援に努め、市民の自主的な文化活動の活性化を図る。
- ② 老朽化した市民会館を取り壊し、市民の文化活動の拠点となる施設である市民交流センターの建設を行う。
- ③ 市内各地に伝わる郷土芸能等については、地域が一体となって保存継承する意識を高め、学習資源としての取組や事業を行う。また、保存団体への支援を行いながら、貴重な伝統文化を市民の財産として保存継承に努める。
- ④ 文化財については、破損や滅失の防止に努めるとともに、学術的に価値の高いものについては指定を行いながら適切な保存を行う。

1 事業計画(平成28年度～32年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 地域文化の 振興等	(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設	阿久根市民交流センター整備事業	阿久根市	再掲
	(2) 過疎地域自立促進特別事業	自主文化事業	阿久根市	
	(3) その他	市民会館管理事務	阿久根市	
		市民交流センター管理事務	阿久根市	
		文化財案内板等の整備	阿久根市	

- 第9章 集落の整備 (1) 現況と問題点
 (2) その対策
 (3) 事業計画

第9章 集落の整備

(1) 現況と問題点

本市の自治組織は77区あり、世帯数は平成27年3月末現在の住民基本台帳で10,433世帯となっている。この中で、高齢者比率が50%を超えた集落が18区、30%を超える集落になると70区あり、また、集落人口が50人以下の集落は7区であり、高齢化や人口減少化は進行の一途をたどっている。

集落は、地域住民同士が相互に扶助しあいながら生活の維持・向上及び環境整備を図る生活扶助機能（例：冠婚葬祭、地域環境整備活動等）、農林漁業等の地域の生産活動の維持・向上を図る生産補完機能（例：農道等草刈り等）、農林地や地域固有の景観、文化等の地域資源を維持・管理する資源管理機能など、重要な役割を果たしており、人口が減少していく中でこれらの機能の維持・向上が課題となっている。

また、山間部の集落については、公共交通機関による輸送サービスが十分に確保されておらず、通院や日常生活に不便をきたしており、これまで一部の地域に乗合タクシー事業やグループタクシーを導入し、検証を行っているが、引き続き市内全域を対象に交通手段の確保・利便性の向上に向けた施策に取り組む必要がある。

(2) その対策

住み慣れた土地、住み慣れた地域で誰もが生活続けることができるように、生活の利便性の向上を図るとともに、生活環境の改善、福祉サービスの向上に努める。

隣保相互扶助の精神のもと、お互いが助け合い、自分たちの地域は自分たちでつくる意識の醸成を行うなど、現状の自治会の形態を保ちながら、地域力を高めコミュニティ活動の活性化を図るため、地域づくり活動支援事業を推進する。

〔主要施策〕

- ① 生活の利便性の向上や災害、救急時への迅速な対応を図るため、幹線道路や集落内道路の整備を推進する。
- ② 住民による自治会の方向性を尊重しながら、あらためて自治会の存在意義を啓発するとともに持続可能な運営となるよう、行政事務連絡員制度の活動形態の検討を含め、コミュニティ活動への支援を行い、自治会行政を推進する。
- ③ 地域が抱える課題の解決や地域コミュニティの活性化を図るため、今後も地域づくり活動支援事業を推進する。

(3) 事業計画(平成28年度～32年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 集落の整備	(2) 過疎地域自立 促進特別事業	集落活性化対策事 業	阿久根市	

第10章 その他地域の自立促進に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

I 広域行政

現在、出水地区2市1町による北薩広域行政事務組合において、し尿・じんかい処理及びリサイクル処理並びに介護認定審査判定業務等を実施しているほか、長島町との1市1町で阿久根地区消防組合を組織し広域的に消防行政を推進している。

じんかい処理施設については、既存施設の老朽化に伴い、平成31年度末までに新施設を供用開始するものとして、建設地の決定や環境影響調査の実施がなされたところであるが、既存施設の操業期間が平成29年度をもって満了となることによる期間の再延長など解決すべき課題が残っている。

住民の生活は、市町村の行政区域に必ずしも拘束されず、より多様で重層的なものとなっている。また、圏域は、通勤・通学圏のほか、医療圏や商業圏など複数の圏域が重複することもありえる。

したがって、今後とも一つの自治体だけでは解決できない課題については、近隣市町と連携した取組を進める必要がある。

II 男女共同参画の推進

平成22年にこれまでの「あくね男女共同参画プラン」を踏まえた「新あくね男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて各種取組を積極的、総合的に推進している。

しかし、政策決定の場への女性の参画は、審議会等への女性の登用率で計ると平成26年度末で20.0%であり、目標としていた30%には届かず、いまだ固定的性別役割分担意識による社会通念や制度・慣行が根強く存在している。

男女共同参画の推進は、女性をはじめとする多様な人材の活用、男女が安心して子育てができる環境づくり、男女ともに暮らしやすいまちづくりを行うことであり、これからの少子化の進行や超高齢社会の到来に対し重要な役割を果たすものである。

また、一方でこれまで女性が主に担ってきた地域活動はNPO活動やボランティア活動への大きな礎となっている。

このことから、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を充分発揮することができる男女共同参画社会の実現は本市の重要課題のひとつであるといえる。

III 共生・協働

地方分権が進めば、自己決定、自己責任の度合いが強まり、より一層市民が主体となつたまちづくりを進めていくことが重要となってくる。そのためには、地域の課題解決について、行政単独では解決できない問題がある場合、または市民だけでは解決できない

問題がある。このような地域が抱える課題を解決し、地域コミュニティの活性化を図るための事業を推進していく必要がある。

本市においては、ボランティアグループによる花植えやNPO法人による事業の展開など、さまざまな場面で市民が主体となったまちづくりが進められている。地域のことは地域で話し合い、その地域をどうしていくのか、協働で地域に必要なサービスを提供する仕組みをつくる必要がある。

(2) その対策

I 広域行政

広域行政の継続した事業展開を図るとともに、経済活動や市民生活の結びつきが深い周辺自治体との協力体制を強化するなど、効率的な行政運営を推進する。

〔主要施策〕

- ① 北薩広域行政事務組合及び阿久根地区消防組合と連携し、広域事業の継続した事業展開を図る。
- ② 出水地域開発促進協議会をはじめ各協議会や期成会等との連携を深め、南九州西回り自動車道、北薩横断道路、島原天草長島連絡道路など主要な大型プロジェクトの整備を促進する。

II 男女共同参画の推進

「新 あくね男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画社会の形成に向けた意識づくり及び男女共同参画の視点に立った地域づくりの推進を基本目標に掲げ、各課の政策事業を男女共同参画の視点で見直し、関係機関、市民との連携を図りながら、施策を推進する。

〔主要施策〕

- ① 「新 あくね男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画理念の浸透を図る教育・学習の充実を図る。
- ② 政策立案や方針決定への共同参画を図るため、各種審議会等への女性の参画を推進する。
- ③ 子育てに関する各種相談業務の充実や要介護者等を抱える家庭への支援策として介護研修等を行うことにより、性別に関わりなく一人ひとりの多様な暮らしを支える環境の整備を促進する。
- ④ 女性をはじめとする多様な人材の職業能力の育成、活用を図りながら労働環境の改善を促進する。

- ⑤ セクシュアル・ハラスメント*やドメスティック・バイオレンス*等女性に関する暴力の根絶に努める。

Ⅲ 共生・協働

地域活動の中心となる人材の育成、まちづくり活動や取組に対する支援を行う。また、住民が自らのまちは自らつくるという意識を高め、地域に必要なサービスを市民の自発的活動などにより行えることができるよう、支援に取り組む。

〔主要施策〕

- ① ボランティアグループやNPOなどが行うまちづくり活動や取組を支援し、地域が抱える課題の解決や地域リーダーの育成を図るため、地域づくり活動支援事業を推進する。
- ② 市民の主体的・自主的なイベントを促進するとともに、「華の50歳組」などの各種イベントとの連携・協力をを行う。

* セクシュアル・ハラスメント：性的嫌がらせ。

* ドメスティック・バイオレンス：家庭内暴力。夫や恋人から受ける暴力。